

論 説

伯領フィンチュガウにおけるラント法的構造（二）

——領邦ティロール成立史序説——

若曾根 健治

はじめに

第一章 伯領フィンチュガウの内部構造

第一節 ラント法

第一 ラント・フィンチュガウと伯裁判所

第二 ラント・フィンチュガウの存立基盤

一 農民団体と領主層の展開

二 伯裁判所の実力基盤（以上、本号）

第二節 証人団

第三節 伯領フィンチュガウの書記官

第二章 伯領フィンチュガウの変容

むすび

はじめに

中世ドイツの領邦国家がその内部機構の上で一個の国家としてほぼ完成の域に達したのは一四・一五世紀のことである。しかし、この時点に到るまでにすでに領邦国家史は長い歴史過程を持っていた。そして、ドイツ領邦国家形成の初めの部分は通常ランデスヘルシャフト (Landesherrschaft) 成立史として取り扱われており、それは一二・一三世紀の時期に相当した。本稿で問題とするのは長い過程に亘ったドイツ領邦国家史のこの時期である。

ところや、ランデスヘルシャフト成立史研究はほぼ次の三つの観点からこれを行なうことができる。(イ) ランデスヘルは国王との関係でいかなる官職上の「権原」 (Rechstüchtig) に依拠したか。(ロ) およそヘルは領主制的「支配」 (Herrschaft) をどのように手もとに集積することによりてランデスヘルとなり得たか。(ハ) ランデスヘルが一個の「ラント」 (Land) に対する支配者であるとき、このラントを構成した要素はいかなるしくみの中で維持されたか。これら三つの観点はおのれの別個の論理構造を持つており、そのためそれらを相互に混同してはならない。無論このことは、一つの具体的な領邦国家史を叙述しようとするときには、これら三つの観点が相関連しながらそれぞれ独自の役割を果たす、ということを決して否定するものではない。本稿はそれらのうち主として(ハ)の観点、すなわちラントの構造論を中心に据えてランデスヘルシャフト成立史研究への一つの予備作業を行なおうとするものである。このための個別研究の舞台を領邦ティロール (Grafschaft Tirol) 創立者、ゲルツ伯家出身ティロール伯マインハルト二世、統治年一二五八年—一二九五年⁽³⁾に求めたい。

さて、ラントを問題にしようとするとき、何よりも例えは領邦バイエルンに代表される部族ラント、領邦オーストリアに代表される辺境ラントが直ちに想起されよう。⁽⁴⁾ しかもこれらのラントは帝国国制上大公領という支配構成体の名で現われた。このためランデスヘルシャフト成立史研究は、通常このような大公領が考察の中心に据えられ、それ

説
故に大公領が先ず何よりもドイツ領邦国家を代表するものと考えられてきた。しかしうまでもなく、領邦国家のうちの比較的大きなそれをとつてみただけでも、すべてが決して大公領に由来したわけではない。本稿で対象とする領邦ティロール成立史がこの例にあてはまる。つまり、領邦国家史の上ではここで問題とする領邦ティロール成立史は大公領の場合とは別の類型に属したのである。すなわち、後世領邦ティロールを構成した諸地域は、一二世纪にはもはやバイエルン大公領のよう部族の伝統に根ざした領域ではなく、またオーストリアの新大公領のじとくもともとそこに辺境領が置かれ、そこで辺境伯が辺境ラントの貴族に対し大公類似の権力を行使した領域でもなかつた。これに対して、後世領邦ティロールを構成した諸地域は、トリエンントおよびブリクセンの両司教が国王より譲渡された幾個かの伯領（グラーフシャフト）によつて被われていた。従つてランデスヘルシャフトの担い手となつたティロール（城塞）の伯は、司教権力と対峙する中ではじめて、これら幾個かの伯領から統一ラント（einheitliches Land）を新らしく別個に形成せねばならなかつたのである。この点で大公領の場合と違つて、おのずと領邦ティロールの成立史はより複雑な過程を辿らざるを得なかつたといえる。けだし、大公領においては、部族大公領にせよ地域大公領にせよ、その当初に組織された大公の上級ラント裁判所（ein oberes Landesgericht）の中に、後世の領邦国家を生み出した要素（すなわち統一ラントの構成要素）がすでに働いていたが、これに對し、後世領邦ティロールに相当した領域全体には元來このような固有の上級ラント裁判所は組織されておらず、それはティロール伯によつて司教と共同し、あるいは司教に對立しつつはじめて新たに形成・獲得されねばならなかつたのであつた。それ故に領邦ティロール（史料上「グラーフシャフト・ティロール」）と呼び得るものがほゞ完成したのは、大公領の場合と比べて遅く、一三世紀の末期であつた。⁽¹²⁾ それにもかかわらず、ここで注意しておかなくてはならないのは、領邦ティロールはバイエルン、オーストリアの大公領と同じく、統一ラントであつた点である。⁽¹³⁾ このことは、たとえ支配者の家系が断絶したときも（ちなみに、マインハルド二世のティロール伯家の男系は一三三五年に断絶）、

これによつて領邦ティロールの領域は地域的に再び分断しおつたことなく、独立のラント・ティロールとして帝国國制の中で固有の位置を占め得たことを意味する。このように見てくれば、このラントを構成する要素が果たしていかなるものであり、それはどのような構造を持っていたかの先述（ハ）の觀点から、領邦ティロール成立史を問題としようとする根拠が理解できたであらう。

さて、以上の問題関心から本稿が対象とするのは、永い領邦國家史のうちでティロールのラントデズヘルシヤフト成立史の端著、ないし領邦ティロール成立の萌芽の問題である。従つて、取り扱かう時期も史料上主として一二世紀後期から一三世紀の三〇年代頃までである。研究史上は普通一三世紀後半期ゲルツ伯家出身マインハルド伯によるラント・ティロール形成史が本格的な領邦ティロール成立史と見なされており⁽¹⁾、これに対して、本稿では從来あまり顧みられなかつたそれ以前の時期に焦点を合わせ、これによつて領邦ティロール成立史研究の予備作業を行なおうと思うのである。本稿の副題を領邦ティロール成立史序説とした所以はここにある。

ところで、先に、領邦ティロールは一三世紀の経過中に司教所屬の幾個かの伯領が合して新らしく統一ラントに形成されたと述べた。そこで本稿ではこれら伯領の一つ、伯領フィンチュガウ（comitatus Venustensis, Grafschaft Vintschgau, 1021七年ナリハノ司教がローマー＝11世より取得した）を特に取り上げてみたい。⁽²⁾ そこで先ず、この伯領のラント法的構造（die landrechtliche Struktur）を著え⁽³⁾、この構造を支えた三つの構成要素たる、（イ）ラント法、（ロ）証人団、（ハ）伯領の書記官、の分析を試み、ついで、どのようにこの伯領が、領域権力樹立というティロール伯の政治的志向の中で、変容を受けざるを得なかつたかを探りたい。以上二つの作業を通じて、後世ティロールの統一ラントを構成したはずの基本的な要素（Wesensmerkmal）やその端著ないし萌芽の形において明らかにできると思つ。但し、伯領フィンチュガウを対象とするのみでは十分課題に答へ得ないとあらう、そして特に伯領フィンチュガウと構造上比較するためにも、隣接のボーフィン伯領（comitatus Bauzani, Grafschaft

た) の場合をひきしが取ら上るいふことなるべし。

(→) ハテ羅羅がハルクニシヤトノ羅羅の典型は、G. v. Below, Der Ursprung der Landeshoheit, in :

Territorium und Stadt' (1923) や類似。

(→) ハテ羅羅がハルクニシヤトノ羅羅 Th. Mayer, Der Staat der Herzoge von Zähringen (1935), in : Mittelalterliche

Studien や類似。

(○) W. Schlesinger, Die Entstehung der Landesherrschaft' 1969, 13. 頃ノハリアーハルクニシヤトノ羅羅 (die adlige Herrschaft über Land und Leute) ハテローリー (Herrschaft und Gefolgschaft in der g-d. Vertassungsgeschichte, HZ. 176, 264, 271; Landesherrschaft der Herren von Schönburg, 168, 172). ハテ《Herrschaft über Land und Leute》の名前が無規定・不明確である。想いは彼のハテ羅羅概念とせば成り得る。

ハテローリー

(→) ハテ羅羅が O. Brunner, Land und Herrschaft, 1965, や類似。

(○) ハテローリー 1186 年月 1 日トウタマトケルトヨリニスニトガハ大公領ケルンテンを授給され、帝国諸侯に叙せられた。1190 年頃せつて史籍ノ名前を取れたハルクニシヤトノ伯兄弟 (Adalbertus comes et frater eius Perchtoldus ハルクニシヤトノ伯は在地《de Tirol》を記す) の家系は 1193 年アルクニシヤトノ伯として断続し、ハルクニシヤトノの女婿マイハルトヨリ (1193 年—1258 年) の息子がマイハルトヨリ其の二代にわたる。後者には弟アルブレヒトがいたが、1171 年領土の分割が起り、マイハルトヨリがティロル領 (comitia Tyrolis)、アルベルトがゲルツ領 (comitia Gorizie) を相続し、後者のアルブレヒト家は 1500 年絶滅し、伯家の領土はハルクニシヤトノ家に移った。前者の領土 (ハルクニシヤトノ) は 1316 年再びハルクニシヤトノ家に復興した。

伯領フィンチュガウにおけるラント法的構造 (1)

(6) 井良忠郎、封建制社会の法的構造、一五四頁、註(2) 参照。

(7) 三田法吉、十一十二世紀ヒャンビング太公領の展開——領邦国家としての本體的構造、一編第三五九頁、十二四頁上段参照。

(8) ウマニテルスバハ家のマイヒルン大公領 (11世紀末期以降の領邦の展開——領邦国家としての本體的構造、一編第三五九頁、十二四頁上段参照)。

(9) Vgl. E. Rosenstock, Königshaus und Stämme in Deutschland zwischen 911 und 1250, 359. O. Stolz, Geschichte der Gerichte Deutschtirols, AÖG. 102, 89—114 並も註 4 並びに註 59.
Inntal), 上施瓦策谷 (Oberinntal), ノリタール (Norital), プースターツ谷 (Pustertal), ヴィンツガウ (Vintschgau), 下施瓦策谷 (Unter-
inntal) (Trident), ハッハ (Eppan), ヴィンツガウ (Vintschgau) の中でも「Inntal」は溪谷単位に伯領
が置かれた。上施瓦策谷の伯領はアーラークヤハ同教が、オーバーハウ伯領以降はムーニヒ同教がやれやれ
所有した。遂にトローリーが Grafshaft Tirol an der Etsch und in dem Inntal ▶ の領域と関連づけられ
た。Etsch ▶, ▲ in dem Inntal ▶ の表現せられて、かつてヒューハト同教、アーラークヤハ同教が所有した領域と関連づけ
る。アーラークヤハ同教が所有した諸伯領はアンタクスの伯 (同時にイストリヤの辺境伯、アーラークスの大公) 家にレーハ
ルヒト身をもつていていたが、同家の断絶 (一一四八年) によりドローレル伯アルマーネ三世の手に入つた。從つて、ナイ
ロール伯の本来の活動舞台はアーラークヤハ同教所有の伯領の領域 (ハッチャユ渓谷地域のマイツ部分) に對し伯領トローリー
のせむるには同教の直轄領であつてこの領域部分はトローリー伯は大あくは握り出でではなかつた) であつた。

(10) 「トロールにおいてはラントヘルブル (トローリー伯) は、上施瓦策谷 (Oberösterreich) の場合と同様ヘル
の領域にむかねるや基点——法的な意味で—— (ein rechtlicher Mittelpunkt) となるたゞかの帝国法上の権原
(eine Reichswürde) を欠ぬるべだ」 (E. Klebel, Die historischen Individualitäten der österreichischen
Länder, in : Mitteilungen des ÖÖ. Landesarchivs 5, 78)

(1)

「トマカナルベバく家ゆくトマカルク家の大臣たるの職むが、トマロールは彼の領邦 (Hauptland) トマカルバ、オーストリアの場所以上に、さるかに合成された組織体と説いた。トマロールの心を想ふば、彼の領邦は文句なしにむしむしハト (Land) トおいたのドモロ」 (O. Brunner, a. a. O., 229)。

(2)

トマロール (1140年) **dominium comitis Tyrolis** トマカルト言葉が、ヘニム、モジム **dominus comecie Tyrolis** (1140年) **comitatus et dominium Tyrolis** (1171年) **comitatus nostri dominij** **dominium Tyrolense** (1171年、1180年) の表現を現わす (O. Stolz, Schlerm-Schriften 40, 11)。
terra nostra (1195年) の用語も使われた (O. Stolz, ZBLG. 13, 184)。トマカルトガウ伯領と遡って「トマール伯領」 たるものは歴史上存在しなかつたのであるから、**comitatus Tyrolis** (1171年) と述べられた以上、トマカルトは史料上、同教所有の幾個かの伯領から組成された一箇の単位の領邦が意味を冠してたるこゝである。

(3) ハルスホーフ、ケルン伯家の領土 (**comitia Gorizic**)、**dominium Goritic** は最終的に一箇のトマカル (ein einheitliches Land) へと発展しえなかつた (E. Klebel, a. a. O., 79; O. Brunner, a. a. O., 228)。

(4)

H. Wiesflecker, Meinhard der Zweite, Tirol, Kärnten und ihre Nachbarländer am Ende des 13. Jahrhunderts. ハルスホーフの書物では、トマカルの領域権力確立の志向が、ヘルト・トマカル・トマカル・トマカルなる帝國改進政策、トマカルトを標榜する領邦政策 (マーチャン・バンガリト匪徒、オットカアルに対する東方政策) ものの御遺な闘争の中心、さわば「國際」的視野に立つて叙述されにねり、これは從来のトマロール史(研究)に比較して注目すべき成果である。

(5)

特にこの伯領を取り上げたのは、その伯領が史料操作上取り扱い易かつたからである。トマロール伯はこの伯領内に出身地を持ち、トマロールの伯領がトイロール伯(同時にトマカルト司教のヨーロンガラーフ)の領域権力形成にとって最初の基盤ひだりたひど、じよひのトマロール伯領フインチニガウの表現で金額に入れてくるのは、ただ單に、エツチニ渓谷およびインツ谷のやねやねの最上流域一部の地域 (Bezirk) に過ぎなく、むろん対し帝國法上の構成体「グラーフンチャーフ」・フイン

伯領フィンチュガウにおけるラント法的構造（1）

(16)

チュガウをあらかじめ想定しようとするのではない。ちなみに、エッチャツ渓谷上流部に相当したかつての伯領フィンチュガウの領域部分は他の南ティロールの地域と共に第一次大戦後イタリヤに合併され現在オーストリアの国境となつた（Vall Venosta ヴァル・ヴェノスタ）（上原專蔵、中世に於ける独逸語古文書、『独逸中世史研究』一九〇頁、註四参照）、またイン渓谷上流部（ウンターランガディエン）に相当した領域部分は現在スイス、グラウビュンデン州の一部分を形づけてゐる。

これについてO・ブルンナーの次の見解を参照。「新らしい時期の諸ラント（die jüngeren Länder）は、一人のくの支配（Herrschaft）のもとに集積された数多くの領域部分（Landen）から徐々にせんねんして統一ラント（einheitliches Land）へと合成されたものである。これも、そのような新らしい時期のラントのランデバーグルの業積に負うのである。〔従ひて、このよつたラントにおむね〕ランデバーグルが『眼前に見た（vorgefunden）』ものば、ランデバーグルによって支配された組織体のラント法的構造であつて、決して統一ラントではなこのやう（O. Brunner, a. a. O. 196）。」¹⁾ しかしながらこの見解は、フォン・シルヴァー（C. v. Schwerin）の異議（「O・ブルンナーによれば、ランデバーグルはラント（Land）の複合の大なるものである」）に対する反論であつた。しかし、この反論からも次の二点の問題が生ずる。第一は次の通りである。ブルンナーの反論は叙述のコンテクストか誤ると新らしい時期のラントに関するものである。とすれば、彼は、バイエルン、オーバーバーティの「古いラント」（das älteres Land）立場にせんねんするに考へるのか。確かにこの点について彼は次の趣旨のことを述べてゐる。すなわち、このよつた比較的古いラントはある意味では、大公によつて眼前に見出されたものである。しかしの場合でも大公が事実上もランデスヘルシャフトを獲得し、ラントを（領域的に幾分狭くしつつも）維持し得るのは、彼の第一級の政治的業績に負うのであり、またそれはラントの内部構造の変化をも意味するのである（a. a. O., 195—6）。しかし、ブルンナーのこの見解にもかかわらずお疑問として残るのは、その見解ど、彼の「ラント」論における基本的命題との間の整合性の問題である。しこでは以上を単に指摘するにとどめる（この点につき詳しきは、拙稿「中世オーストリアにおける「ラント」」²⁾ 法学三七の1、五一頁下段参照）。第一は、ブルンナーは、彼が新らしい時期のラントに關して述べた際に挙げた「ラ

「ト法的構造」なるものの概念内容を明らかにしていない点である。本稿の主要な目的の一つはこの概念内容を新たに規定しようとする事である。

さて、以下では先ず、伯領フィンチュガウに妥当した固有のラント法と、それを保証した組織とにふれることからわれわれの課題にとりかかろう。

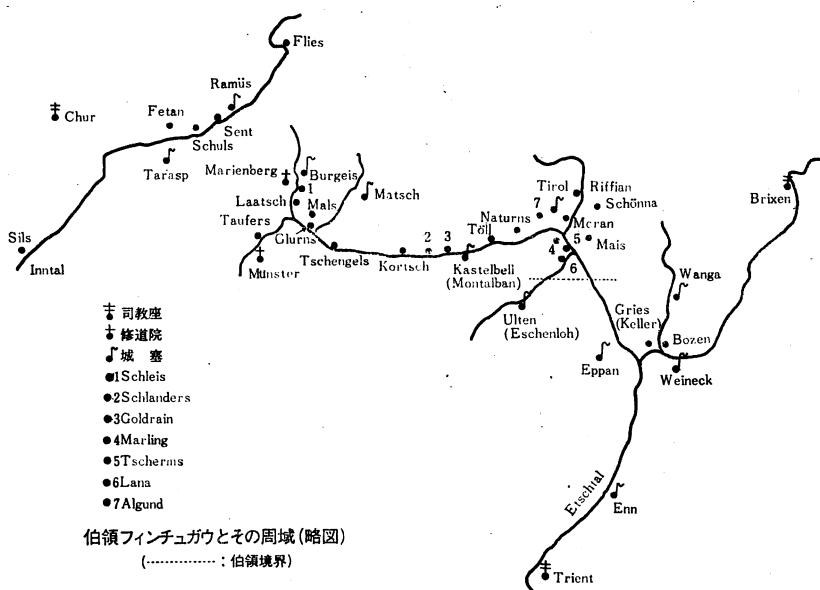
第一章 伯領フィンチュガウの内部構造

第一節 ラント法

第一一 ラント・フィンチュガウと伯裁判所

(1) 伯領フィンチュガウにおいて「ラント法」なる表現が史料上はじめて見られるのは一一五八年七月一〇日ににおける寄進の確認のときである。このときの寄進文書（第一文書）⁽¹⁾によると、ティロール村（vicus Tirial）の住民たちが当村所在の土地を聖ゲオルゲンベルク修道院に寄進したことが見える。ティロール村は当時伯領フィンチュガウに所属していたのに對し、当修道院はイン渓谷下流の河畔シュヴァツ（Schwatz）に位置した。このシュヴァツは、當時アンデクス（Andechs）家の伯（あるいは伯のニスティアーレ）がブリクセン司教からレーベンとして保有した伯領（これは同時にブリクセン司教領を構成する聖界管区であった）に所属していた。従つて、一一五八年の寄進には二つの別々の伯領に所属した当事者が関係していたのである。この寄進において「ラント法」という言葉は次の表現で見られた。ティロールのエルケンボルドスは妻子と共に、ティロール村のヴァローリと呼ばれた場所において所有したブドウ園園一片をわれわれのラントの法（ius et leges nostre terre）に基いて聖ゲオルゲンベルク

伯領 フィンチュガウにおけるラント法的構造(1)



修道院に譲渡した》、あるいは、《ウォルフェルは、自らの魂の救済のためにアロヴァインキアの法 (ius et leges provincie)に基づいて聖ゲオルゲンベルク修道院に対し血[口]自身を鬻ねると共にヴァローリに隣接したブドウ園園一片を譲渡した》、と。かつて〇・ブルンナーは、以上に「ラント」、「アロヴァインキア」を「統一的な法の領域としてのラント・フィンチュガウ」と規定した。⁽³⁾

(1)

Tiroler Urkundenbuch (以下 TUB. と略記) 第

1/1, Nr. 264, S. 118—9. 本文のようじの文書を便宜上第一文書と呼んでおへ。第二文書、第三文書等の場合は置く。

(2)

O. Stoltz, politisch-historische Landesbeschreibung I, AÖG, 107, 229.

(3) O. Brunner, a. a. o., 188.

約一六四四年にはティロール州およびその周域に住む者たちが、同じ修道院に対しこの領域において所有したブドウ園園等の土地を寄進した。ところがこれを確

論 論した寄進文書（第一文書⁽⁴⁾）には第一文書の場合のよつた《ラント法》の表現は見られなく、ただ文書の末尾の一個所で《法》という言葉が用いられているにすぎない。すなわち、《聖ガオルゲンベルク修道院と修道院長おとどヘルハルドスおよび神に仕える修道僧たちに對して譲渡されたこれらすべてものは、修道院、修道院長および修道僧たちの代理人（advocatus）イハの手から法（ius et leges）に基いて奉納される》、⁽⁵⁾しかし確かに言葉そのものは《法》にあるが、それは内容的にはやはり伯領フインチュガウにおいて妥当した《ラント法》が意味されていたと見なければならない。これは次のように説明できるであらう。第一文書においても寄進者の一人につて、⁽⁶⁾エヨハネスは、………われわれの法（ius et leges nostre）に基いて修道院に対し自己自身を託すと共にアムガウ園圃一戸を譲渡した⁽⁷⁾と述べられており、第一文書の場合と同じくじつも単に《法》と表現されている。ところが「われわれ」とは、第一文書の末尾に《ティロールの書記官クニャルは、以上の寄進と奉納〔との行為〕、および寄進された土地に關して、われわれ自らの手（nostra propria manus）で証書に署名を行ない証書を確認する（signamus et firmamus）》，⁽⁸⁾と見えることから、クニャルは文書記官を指し示していると思われる。確かにこの文書では主部と述部とが文法上一致せず一見奇異な印象を与えるが、しかしそのように見ることができる。すなわち、この寄進はその確認に立ち会った証人たちと共働して行なわれたのを特に強調するためか、あるいは書記官が寄進の確認に当つて証人たちを代表したのを特に強調するためか、クニャルは文書の上で、意識的に《われわれ（noster）》なる表現を用いた、⁽⁹⁾と。他面第二文書にも、《書記官クニャルは當証書を確認した（firmavit）》の文言が見えぬのである。これを要するに、ただ書記官クニャルをめぐる人称上の表現様式の違いに気がつく。一方で《ius et leges nostre》、

他方で《ius et leges》の文書記載上の相違が生じたに違いないといふよう。従つて《ius et leges》（第一文書）も内容の上から補足して《ius et leges nostre terre》（第一文書）と表わされ得る。しかしながらに対し、《ラント法》以外の法、ひどいに特に「修道院ガオルゲンベルクの法」（例えば莊園法および家人法）は《ius et leges》

に記載されていない点に注意すべしである。⁽⁶⁾

(4) TUB. I/1. Nr. 291, S. 137.

(5) 但し、▲noster▼と▲meus▼の意味もある(本文で挙げた寄進者ヨハネスは、文書では▲Johannes frater noster▼と呼ばれていた)。

(6) 以上書記官ヘルベルトに若干立ち入ったのは、第三節で述べるよつてこの書記官の職務が「ラント・ワインチュガウ」(後述)を構成する一つの要素であった点に関しあらかじめ注意を喚起しておいたからに他ならない。

以上第一、第二文書から『ラント法』の妥当について次の二点のいずれかがひき出せよう。(イ) 伯領ワインチュガウとは別の伯領に所属した修道院への土地の寄進については、寄進者が所属した伯領のラント法が適用された。(ロ) もうひとつ伯領ワインチュガウにのみ所在した土地の処分にはこの伯領のラント法が妥当した。ラント法の妥当は、(イ) では寄進者がいかなる領域に所属したかに係わっており、(ロ) では、寄進地がいかなる領域に所在したかに係わっている。次に以下では、(イ) (ロ) のどちらがより確定的に見えるかを見るために一八二年作製の寄進確認の文書(第三文書)⁽⁷⁾に表われた事例を取り上げたい。

この文書によれば、大公ウェルフ六世のミニステリアーレでハインリッヒなる者がチュルムス(Tschermes)のブドウ園圃一丘をフュッセン(Füssen)の聖マクス修道院へ寄進したが、この土地処分は、▲所アドレ園圃が所在したフュンチュガウ渓谷の慣習ヒュル法⁽⁸⁾とに従つて(iuxta consuetudinem et iura terrae que Venusta vallis dicitur, in qua prefata vinea sita est) 有効とされたものである。すなわち、寄進地が所在した領域体の法に基づいて、寄進が確認されたと見える。寄進者ハインリッヒはフュッセン近郊グライト(Greit)の出身者であったが、彼が所属している領域体(フュンチュガウの大公領の領域)に妥当した法は適用されなかつたのである。以上第一、第二、

第三文書より同時にいえるのは、伯領フィンチュガウのラント法は、寄進者が当伯領に所属したか否かは問わず、もっぱら当伯領に所在した土地の処分に關してのみ適用された点である。以上を確認すると共に、さるに次の一点も喚起しておきたい。すなわち、寄進が伯領のラント法に基いて行なわれた、と文書でことわれば述べられてゐる以上、すでにこの文言から、当ラント法が妥当した領域体はそれ以外の領域体と區別であつて、ある上級裁判権力者に固有の支配構成体をなしてゐたことが明らかである。⁽¹⁰⁾ この点は第三文書に見る次の事実よりよく知れる。寄進者ハインリッヒは、ハインチュガウ渓谷のブドウ園圃のみならず、上部バイエルンのブッヒング (Buching) 近郊のエックベーツハウ (Eckhöfen) で所有したボーフェルモゼンに所属した農民 (colonus eiusdem predii) ハウイッガーの息子を含めて同じ修道院聖マグヌスに寄進してゐたのであり、やつての寄進にてれば、(文書自体からは該当の文言は知れないが) バイエルンのラント法が妥当したのは、さうでもないであります。従つて、この土地の寄進の場合とは別に、特にフィンチュガウ渓谷のブドウ園圃に適用されるべきラント法が明示された以上、伯領フィンチュガウは当時、かつてのバイエルン部族大公領の領域からは法の妥当の点でもはや完全に独立した領域体を構成してゐたといへる。

(7) TUB. I/1. Nr. 401. S. 202.

(8) 従つて、伯領フィンチュガウに所属した当事者双方の土地取引に關しては、▲ラント法に基ひて (secundum ius ei leges nostre terre) ▼の表現が見られないのも、一応はこの意味において理解されよう。

(9) この点に關しつてO・ブルナーは次の如く述べた。「〔一側の〕伯領も、「伯領固有のラント法と裁判固体とが存在したかぎり」、たゞそれがより大きなこれ自身のラントと呼ばれた領域、すなわち部族ラントの枠の中と位置しておこうじや、ラントである帶ゆ」 (Brunner, a. a. O., 192)。

伯領フィンチュガウにおけるラント法的構造(1)

(1) しかし、伯領フィンチュガウのラント法はどのような固有の内容を持つて居たか。この点は残念ながら甚しき不明であるが、ただ一つ取り上げるに足る所では、相続財産四分の一(『*falcidia*』)もしくは『*falsicia*』の制度である。これについて伯領に関するある文書には次のように述べられて居る。『カルリッヒは、彼が修道院に對して譲渡したもののうち、アロヴィンキアの慣習(ritum provincie)に基いて一般にファルシーキア(falsicia)と呼ばれる四分の一の部分の土地と人民とを新たに甥のゲートハルトに与えた』。これによると、寄進者は、寄進したものの四分の一の法定部分を寄進者の血族相続人の権利のために留保せねばならなかつたと思われる。この同じ文書は次のようにも述べている。『カルリッヒによって彼の相続財産から修道院に与えられたものが有効であり犯されないために、彼は修道院に譲渡したもの四分の一の部分——それは彼が生存中手元とに保持しておかなくてはならないために、彼は修道院に譲渡したものである——を今はゲートハルトのために放棄した』⁽¹²⁾。『ファルシーキア』は寄進後寄進者の生活費用にあてられたようである。それは通常は遺贈することを許されなかつたが、事情によつては生存中に寄進者は別の者に譲渡された。寄進者が死亡した後、血族相続人がいないとか、『ファルシーキア』は寄進を受けた修道院の所有に帰した⁽¹³⁾。また、『ファルシーキア』には、特定の土地、農民、ニスティアーレン⁽¹⁴⁾が含まれ得た。以上が寄進文書から知り得たかぎりの『ファルシーキア』の制度であり、同時にそれが伯領のラント法の確定し得る唯一の具体的な内容でもある。

(2) Mediae Latinitatis Lexicon Minus, (J. F. Niermeyer) 405—6.

- (1) ◀Ex hiis quoque omnibus, que ecclesie dei donaverat, [dominus Vdalricus] quartam partem que vulgo falsicia dicitur tam in hominibus quam in prediis secundum ritum provincie predicto Gebhardo filio fratri sui ex integro contradicit▶ (TUB, I/1, Nr. 294, S. 140)
- (2) 菲涅編纂の「*カルシーキア*」のものと云ふ。Wipiti' Bennes' Valmai [同上]の土

聖トマス・アカルニヤ（TUB. I/1. Nr. 293, S. 139）

(13) <--- ut omnia, que ipse [= dominus Vdalricus] de sua hereditate ecclesiis dei ordinaverat, rata et inviolata existerent, quartam quoque partem plenarie omnium prediorum que ecclesiis ordinaverat, quam ipse dum vivere retinere debuerat, ad presens illi [= Gebhardo] dimisit---> (TUB. I/1. Nr. 294, S. 141)

(14) TUB. I/1. Nr. 295, S. 119.

(15) < falsicia ad Runcalle > (TUB. I/1. Nr. 291). < falsicia de supradicta terra nominata videlicet --- unum pratum subbus Sindes in Sillas > (TUB. I/1. Nr. 275)

(16) < falsiciam de familia supranominata ponimus in alia familia Vetane : Chuno ---> (TUB. I/1. Nr. 275)

(17) < falsiciam mitto in aliis ministerialibus meis scilicet de Morit Gerildam ---> (TUB. I/1. Nr. 271)

(18) 以上、以上の問題とした裁判権の行使から見て、寄進が伯領のハノム法に基いて行なわれたとは一體何を意味したか。裁判ながらいれど具体的に答えるだけの材料もなし。ただ一般的には次のようになる。寄進された後の土地をめぐる紛争が生じた場合、この紛争は伯領のハノム法に従って処理され、従つて、修道院は、寄進を受けた土地をめぐる紛争に関しては、伯領の裁判所に服すべし。伯の領主裁判権（莊園法および家人法に基づく裁判権）を援用し得なる。むろんトド、寄進地が伯領のハノム法の裁判所と不服でもあるとの一般論を事例をもとめ次の二点にわたって敷衍しておいた。

(ア) 第一が、第三文書によれば、聖マグヌス修道院に寄進されたアムラ園圃のアムラ・ホーナ・ヤヘル(dominus Hezilo de Sinnis) による者がこの修道院の所領代理人(advocatus) に任命されたらしい関連である。

彼は、聖マグヌス修道院のファミリアの一成員が修道院から派遣されたじとお者ではない。このヘッティルの所領代理人任命について次の事実に注意を払いたい。第三文書の末尾には懲罰規定の文言が見れるが、それには次のじとく述べられる。『quisquis ei [d. i. donationis] obviare voluerit, centum libras publice monete principali *advocato monasterii sancti Magni solvere cogatur』。これによると、所領代理人 (vinee *advocatus*) ヘッティルは、寄進事項に対し何らかの違反が起つた場合には、聖マグヌス修道院の修道院フォーグル (principalis *advocatus*) に対し公定貨幣 100 リラを納むべき義務を負っていた。つまり所領代理人は、違反者から一定の金額を取り立てこれを修道院に引渡す任務を帯びていたのである。これより明らかに、所領代理人に任命されたヘッティルがかくのじとく任務を果たし得るに足る実力を持つ在地の有力者であったといえよう。*

しかしながら、ヘッティルのこの任務は在地の有力者というただ単に彼の個人的力量にのみ依存していたのではなかった。この点に際し再び第三文書の次の文言に注目した。『et usdem vince donationem, prout in generali placito comitum Perloldi et Hainrici de Tirola iuxta consuetudinem ei iura terrae --- ratam fecit et legitime confirmavit』。これによれば、ウェルフ六世の「リステナート」・ペインリッヒが行なったチャルマベのアドカ園圃の寄進は、ティロールの伯ベルトルドスおよびハインリクスのラント裁判所 (Landtaitding, generale placitum) にねじてすでに確認されていたのである。つまり、大公の面前でアドカ園圃の寄進が別の土地の寄進と共に改めて確認を受け、これの証書が作製される以前に、すでに、ティロールの伯の裁判所においてファインチュガウの伯領に所在した当アドカ園圃にかぎりでは、その寄進がラント法上有効な行為としての確認を受けていたのである。しかも、伯のこの裁判所で修道院長によってヘッティルが所領代理人に選ばれたと思われる。⁽¹²⁾ そして、この点についても大公の面前で改めて確認されたのである。⁽¹³⁾ 以上より、所領代理人ヘッティルの職務は、その実際の遂行に当つてはティロールの伯の裁判所による保証を期待することがやめたといえる。それ故に、ヘッティルの職務は、単に彼の個

人的力量によつてのみ行使されただけでなく、ティロールの伯の権力によつてもうらう、ちされていたわけである。

以上の聖マグヌス修道院の所領代理人ヘツィルの場合と同じ事情を、さらに、聖ゲオルゲンベルク修道院の所領代理人インゴ (Ingo) の場合にも見ることができる (第一、第二文書)。インゴはすでに、モーリット (ボーツエン村にある城塞の所在地) の伯アーノルドとタラスプ領主家のウルリッヒとの間の所領交換 (一一四八年ないし一一四九年) の文書 (第四文書⁽²⁾) の証人欄で、仲間と共に *testes de Tirale Iohannes, Ingo* と名を挙げられている。従つて、彼の名が第一文書および第二文書で述べられているときは、彼が、確かに聖ゲオルゲンベルク修道院から寄進地の所領代理人に任命されていたが、しかし寄進地の管理のためにこの修道院からわざわざ派遣された者ではなく、一人のティロール村出身者としての地位のもとに所領代理人に選ばれたことによる。しかも、インゴは、第一文書によれば伯の裁判所で職務を行使しており、この意味でヘツィルの場合と同様に、当インゴの所領代理人たる職務は伯の裁判所でも制度的に保証されていたといえる。このように、二名の所領代理人、ヘツィル・フォン・セントおよびインゴ・フォン・ティロールの担つた職務の事例に、寄進地が寄進を受けた修道院の法ではなくて、伯領のラント法および伯の裁判所に服した場合の具体的な態様の一つを見ることができよう。⁽³⁾

(ロ) 第二は、第二文書、第四文書の末尾に、当文書の違反について、制裁規定が述べられていることと関連する。すなわち、「もし何人が当証書に違背するときは金貨一〇ウニカ (unicae auri X) を支払うべし」の定式 (Strafformel) である。また、第一文書それ自体にはこの点の記載はないが、後述するように、この文書の違反の場合にも「金貨一〇ウニカ」の定式が妥当した。確かに伯領に所在した土地の処分の全部につき、この「金貨一〇ウニカ」の一一定額が決められていたわけではない。ある場合には「金貨三ウニカ」、他の場合には「金貨一二ウニカ」の規定が見られる。しかしそれにもかかわらず、土地処分の多くの場合に「金貨一〇ウニカ」の金額が寄進文書において明示されているとき、その表現の中に、伯領のラント法が寄進地に対して妥当したその指標の一つを見てとるこ

じがわかるのである。

わいだんじや『金貨一〇ウニカ』に代表される金額に関する二点に注意しておきたい。第一は、この金額は罰金を意味したことである。これに対し、第三文書にいう『公定貨幣一〇〇リブラ』(centum libra publice monete) の金額は賠償金を意味した。前者は、伯領の裁判所あるいは伯領の書記官が確認した寄進の文書に対する違反のときに、この裁判所の設置権者(ティロール伯、トリエンント司教、国王⁽⁸⁾)に納入されるべきであり、後者は、寄進された土地に対する侵奪によって損害を被った当事者に補償されるべきであった。このように『金貨一〇ウニカ』の罰金から見て、寄進地の法的秩序を制度的に保証した伯領の裁判所の役割には注目しておかなくてはならない。第二は、伯領のラント法の妥当をめぐるののような指標は、しかし、『金貨三ウニカ』、『金貨一〇ウニカ』等に見られたただ単に金額の多寡に求められるばかりではなくことである。従って、この意味からして『金貨一〇ウニカ』等の高に必ずしも固執する必要はない。問題はむしろ『unica auri』なる貨幣単位にある。すなわち、伯領の裁判所の設置権者に納入されるべき罰金が、もっぱらこの貨幣単位で統一されていた点が重要である。これに対し、伯領ボーフュン地域には別の貨幣単位、すなわち『ヴェロナ貨幣』が妥当し⁽⁹⁾、聖ゲオルゲンベルク修道院が所在した下部イン渓谷の伯領、さらにバイエルン大公領には『レーゲンスブルク貨幣』が通用し⁽¹⁰⁾、シュワーベン大公領の地域には前述『公定貨幣』(第三文書)が使われていた。このように、流通した貨幣単位の種類から見ても、伯領フィンチュガウはそれに隣接した領域体から区別され得る、独立のラント法的な支配構成体であったといふ趣るのである。

(18) ひれは、先に本文で挙げた文書、**ceius vinee donationem -- legitimate confirmavit** の直ぐ後⁽¹¹⁾で云々
institutu>と述べて居ることより知れる。

(19) たゞ、ハッヤルの所領代理人任命が、伯の裁判所でなまく、大公の面前ではなぬに行なわれたとしている、第三文書

の証人職(1)は、ティヨールの伯が、大公所属のミニスティーネーへの連絡された後で、現実に名を見せしおり、従つて、彼の仕事に証しつけられた証人として行動していたのである。

(2) TUB, I/1, Nr. 233, S. 103.

(21) 彼が当修道院と何らかの関わり、例えばティヨール村で土地の貸借関係にありたか否かは問わない。但し、彼が、伯や在地の有力な領主家が当事者となりた取引においても証人活動を行なつてゐることより、聖ガオルゲンベルク修道院のファミリアに所属した一介の保有農とは思われない。やむなくティヨール村出身の有力者である。

(22) やむ第二文書によれば、インコは伯領の書記官の面前で職務に当った。註(6)を参照。

(23) ひのもうに伯領所属の在地(セント・ティヨール)出身者が所領代理人に選ばれたのは、当該寄進地が伯領の枠を越えて別個の政治権力者の支配に移るのを防ぐ意味を持っていたと思われる。

(24) 註(3)の本文以下参照。

(25) TUB, I/1, Nr. 292. ▲金貨五ウニカ▼ (TUB, I/1, Nr. 303, 304)

(26) TUB, I/1, Nr. 312.

(27) TUB, I/1, Nr. 233, 234, 291, 323, 333.

(28) 伯領の裁判所のいれいの設置権者には、形式的な権利者も含められており、これに対する史籍上現実に確定しているのはティヨール伯のものといわね。

(29) ◀libra denariorum Ueronensis▶ (TUB, I/1, Nr. 398)

(30) ◀libra Ratisponensis moneta▶ (TUB, I/1, Nr. 264)

(四) 次に、伯領のラムネ法の妥当を保証した制度、特にこの制度を支えた一定範囲の人間仲調(Kreis von Menschen)の存在形態を取り出しおおいた。つまつてれば、すびしが指摘した伯領の裁判所(generale

placitum)’ すなわち伯裁判所の裁判所の裁判団体といふ。されば第一文書の冒頭で次と始まる文面は與れ
 た。『Notum sit omnibus huius Venuste terre et subtus Telli videlicet Nocturnis, Algundis, Tyralis,
 Ruffianis et aliis villis adiacentibus, dominis comitibus Adalberto, Bertoldo [de Tyrol], Vdalrico de
 Traspi, Hartwico de Matcis, ceteris barronibus nobilibus ignobilibus nostre terre』。これが次のよう
 に述べる。ティロール村において伯領フランツガウの裁判集会が開催され、このため、当伯領を領域的に構成した
 三つの主要な地域、すなわち(イ) 下部ハンガーナ(Unterengadin) 地域、(ロ) ニッチャニ渓谷最上部の上部
 フィンチュガウ渓谷地域、(ハ) ハス(Töll) からヒュチニ渓谷下流にかけての下部フランチュガウおよびメラン
 (Meran) の地域から、それぞれタラベア(Tarasp) の領主、マツチ(Matsch) の領主、ティロールの伯の三
 在地の領主家構成員、並びに、伯領の諸在地(villae) 之根を下した、上記以外の者(領主身分および領主類似の
 身分、つまり《高貴の出自にあるか否かは問わぬべしのベロハ》)が出席し、以上のメンバーの立ち会いのもとに
 寄進の確認が行なわれたことである。むじるビ、伯領を領域的に構成した主要な三地域部分の中心在地のそれぞれか
 らそこに勢力を張る領主家の成員がティロール村に現実に現われた事実は、この伯領がただ単に自然的・地理的まと
 まりの上でのみならず、それが一個の独立した支配構成体(ここでは、これは人的な結びつきを契機とした⁽¹⁾)である
 上でも、あわめて高度な統一性を保つていたこと、並びに、この村で開催された集会が同時に伯領の正規の上級ラン
 ド裁判所(ein oberes Landesgericht)であるあつたこと、を想わせる。以下では、この伯領の裁判所の性格と構造
 について注意すべしと思を指摘しておきたい。

(イ) 第一は、ティロール村におけるこの裁判集会では、第一文書に見える如く所在の土地の寄進の確認が行なわ
 れたにむじまぬなか、たゞひと因縁する。すなわち、隣村リッファイア(Riffian) 村出身のラボッシュ(Rapport) が
 その妻とが同村(vicus Riphiano)において所有した一棟の小屋と、耕地およびナレカ園圃それぞれ一辻とひこ

て行なつた寄進、やがてに某諱十 (quidam miles de Prato) がリッフィアン村に所有したブドウ園圃一片についで行なつた寄進もティロール村裁判集会で確認を受けたのである。この点に關して、以下で若干説明を試みておきたい。先ず、ラボット・ファン・リッフィアン他が聖ゲオルゲンベルク修道院に対し行なつたその寄進の文書（第五文書）⁽³²⁾ の形式に眼を向けよう。この文書は導入部分を欠き、直ちに『De Ruffiano Rappot dedit sancto Georgio』なる文言で始まつてゐる。この文書の内容は聖ゲオルゲンベルク修道院文庫所蔵の筆写簿片（一一〇〇年頃記録された）第六葉裏および第七葉表からとられたものである。しかし、この第五文書の原本は、『ティロール古文書集』の編者E.・フーター (Huter) のテクスト批判によれば、第一文書（この文書の内容は、同じく一一〇〇年頃の記録の筆写簿片第五葉裏および第六葉裏からとられたものである）の原本と共に同一の羊皮紙片に所在したのである。従つて以上より、第五文書の導入部分に相当する個所には第一文書のそれがそのまま妥当したと見てよい。やがてにすでに述べたように第一文書には文書違反のときの制裁規定が見られなかつたが、第五文書に述べられている規定、『もし何人かがこれに反し当証書を犯すときは金貨一〇ウニカを支払うべし』がそのまま第一文書にも適用されるのである。

以上を確認した上で、改めて第五文書の内容に向かい、次の文言に注意しよう。『この書面は証人たちの面前で、リッフィアン村において投げ渡され、ついで、ティロール村において文書に作製された』。この証人たちとは、『Vito, Johannes, Heinrichus, Otto, Adam, Wecil, Genzut, Minigoz』⁽³³⁾ であり、このうち『ウニカ Wecil』は、寄進文書の作製に当つて『羽根ぐんを地上から取り上げた者』⁽³⁴⁾ とねぞふく同一人物であろう。以上の事実より次のようにいえる。やがて、リッフィアン村出身の証人および『羽根ぐんを地上より取り上げた者』は寄進者本人と共に、寄進の文書となる羊皮紙片を携帶して、一一五八年のティロール村における裁判期日の期間中にリッフィアン村から赴きティロール村の裁判集会に出席した。じ。寄進それ自体はリッフィアン村で起つたが、しかしこ

伯領フィンチュガウにおけるラント法的構造（1）

の寄進行為は、ティロール村で開催された裁判集会で文書にしたためられ、改めて確認されるに到りてはじめて、ラント法上の処分たり得たのである。リッフィアン村でのこの寄進の事例から理解できるように、一一五八年のティロール村裁判集会は、伯領所在の土地の処分がラント法上の処分たる確認を受けようとする者たちにとって、伯領唯一のラント裁判所組織であるたのである、このため領域的にはティロール村周囲の村をも包み込んだのである。

(31) この製機は、一つは伯領内域においてティロール伯を含めた領主仲間の裁判団体 (eine Gerichtsgemeinde) が存してゐた点に求められる。他方伯領の他の領域にに対する関係においては、別の製機はM・ショルヘマーの次の見解から察知される。「チャロール伯が〔當時〕バイエルン大公の裁判所に参回し」〔その構成員であつた〕人はおよそ証明され得なじむべきである (M. Spindler, a. a. O., 110)。すなわち、ティロール伯は伯独自の裁判団体を組織し得たのである。

(32) TUB. I/1. Nr. 265. S. 119.

(33) TUB. I/1. Nr. 265. S. 119. フーターの註脚

(34) **◀Tracta carta ad Rufiano et facta ad Tyral coram testibus▶**. **◀tracta▶** の古文書学上の意味は第三編 (1) を参照。

(11) 参照。

(35) **◀Wecil qui pennam levavit▶**. **◀pennam levavit▶** の古文書学上の意味は第三編 (1) を参照。

(ロ) 第二は、ティロール村裁判集会がいかなる形によって構成されていたかの問題と関連する。この問題には結論的には直ちに次のように答えるのである。すなわち、この裁判集会はティロールの伯が主宰し、この意味でそれは伯裁判所裁判集会であり、しかもこの伯裁判所は、「伯」の権力（換言すれば、ティロールの領主家が同時に伯家であつたというよりは、むしろのことをいふべき）に基づいて設置された、と。むしろで、以上のことは次の帰結を伴なうのである。すなわち、タラップスの領主、マッチャの領主およびその他のバロンたちが列席すべしであった。

説
地領主権ないし裁判領主権の) 領主制的支配 (Herrschaft) に由来してはいなかつた。なぜならば、例えばタラス
ブルの領主もマツチューの領主もティロールの領主と全く同様に領主制的支配の保持者であつたからである。それ故に、
またにタラスブルやマツチューの領主がメンバーとなり得たティロール村裁判集会を構成するモメンツは、ティロールの

主が持たない「伯」の称号 (Rechtsstilte) の保持者であつた点に求めねばならないのである。タラスブルとマツチュー
の領主をはじめとするベロンは、ティロール伯の伯裁判所裁判集会の構成員となることで、「伯」権力に服したので
ある。

しかしながら以上のように考へるからといつて、O・ショットルツ (Stoltz) の見解に見られるようにこの伯裁判所を、
官職伯の裁判所であつたとか、あるいは伯が統一的な官職領域たる伯領に設置した裁判所であつたとか、と理解しよう
とするのではない。つまり、ここで取り扱つてゐる時期 (一二世紀) に、伯裁判所が、国王あるいはトリエント司
教の官職法上の一個の組織体として一区域を単位に、先ずもって何か実体的な形で存立しており、次に、この組織体
に伯領領域の個々の領主たちが組み込まれていつたと、把えようとするのではない。そうではなく、ここで伯裁判所
の構成モメントを明らかにする上で重要なのは次の点である。すなわち、ティロールの領主が当時「伯」を名のつて
おり、そして、この領主家は伯領において世襲の「伯家」として妥当する家柄であると周囲の者 (Umstand) —
すなわち領主たち——が自ら認めており、しかも彼らが、ティロール伯の主宰した裁判集会に出席することで実際上
もそれを自らの行動の上に表わしていたこと、これである。しかし、これは次のことを意味しない。すなわち、領主
たちが、ティロールの領主の「伯」の称号が果たして官職に由來したものか (換言すれば、それが正しい権原に基づ
いていたか、あるいはティロールの領主がそれをただ僭称していたにすぎないか) をことじとく知っていたことを意

味しない。以上のことば、伯裁判所の存立には重要な要素ではなかつたし、また實際上も、領主たち自身にすればどうでもよい事柄に屬したに違いない。

以上、「伯」たる権力の持つ意義に注目してきたが、この点に關し、かつてファン・ドゥンゲルン (Dungern) は次のように述べたことがあつた。すなわち、ほゞ一二世紀末期に到るまで高級貴族たちは、統一的な血縁団体を結成しており、あるいは少数の大きな家系にまとめられていたのであり、そして、そこでは、個々の何人が伯であり、何人が伯でないかは當時さして重要なこととは思われていなかつたし、また、當時では伯の称号を持つ領主をそれを持たない領主の優位に置くのもさほど意味を持ち得なかつた、と。確かに高級貴族の身分が姻戚關係の網の目にようて排他的に維持されていた点は認めねばならない。しかし、他面、ドゥンゲルンの指摘からのみでは、例えば問題の伯領フインチュガウが伯裁判所裁判集会によつて一個の支配構成体たる秩序を賦与されていた点の説明が得られないといわなくてはならない。従つてある領主貴族が「伯」の称号を持つていたか否か(すなわち、ある家系が伯家 eine Grafenfamilie やあつたか否か) の純粹にペルゼンリッヒ事情に依然注目しなくてはならないのである。

ついで、以上見たように、伯領のバロンたちが、「伯」権力の権原のもとに設けられた伯裁判所のメンバーに組織化されることによりて、そこには生み出された支配構成体を「ラント・フインチュガウ」と呼びたい。だがこれは、「ラント・フインチュガウ」がティロール伯家の領土 (Territorium) にあつた、とにかくするのでは決してない。そうではなく「ラント・フインチュガウ」の構成モメンツは「ラント法」とそれを制度的に保証した「伯裁判所」とであつた。やがてこの伯裁判所は伯領で唯一の上級ラント裁判所 (ein oberes Landesgericht) と位置づけ得られた。このように、伯領 (クライフシャフト) はバロンからなる裁判団体を基礎にした裁判領域 (Gerichtsbezirk) となり、この意味で伯領もラント (ラント法上の統一体) といえるのである。⁽⁵⁾

- 38
(38) O. Stolz, Zur Geschichte der Landeshoheit in Unterengadin u. in Tirol, ZRG¹, 49, 439ff.

(37) v. Dungern, Adelsherrschaft im Mittelalter, 17.

(38) Vgl. M. Spindler, a. a. O., 173.

(39) Vgl. O. Brunner, a. a. O., 192.

論

■ ラハヌ・ツヤナウガウの存立基盤

以上《ラハヌ・ツヤナウガウ (Terra Uenusta)》(第一文書) のラント法的意義を明らかにした上で、以下や問題にしがたるのは第一に、伯裁判所が伯領の諸在地で、伯領におけるティロール伯の領域権力形成についていかなる動向を示したか、第二に、この伯裁判所の実力基盤はどこに置かれていたか、の二点である。前者の問題からはじめた。ついで、ここではじめて在地の農民団体が考察の対象として盛り上げてくるのである。

農民団体と領主層の展開

(1) 先ず農民団体の展開を見るために、今まで挙げてきた幾個かの文書から重要な事実を取り出し、やんからひかげし得る帰結を確認しておかなくてはならない。

(2) 一五八〇年の伯裁判所における寄進の確認に立ち会った証人たちは九名で、ティロール村の住民である、それらの者の名は《Bertoldus, Iohannes, Bonel, Pero, Merald, Vidal, Viuentio, Ludulwico, Vito》であった。六年後(一六四四年)の同じ聖ゲオルゲンブルク修道院に対する寄進の確認のときの証人たちは、ティロール村から六名、リッフィアン村から三名の計九名で、ティロール村出身の証人たちの名は《Viuentio, Iohannes, Odalrico,

Merald, Pero, Ingone》であった。以上両年の証人たちを比較したときティロール村出身の者は五名が一一五八年と一一六四年の両年の寄進の確認に出席したことがわかる。さらに、以上の証人たちとは別に、《ヴィトーヴィト》なる者がこれら両年の寄進の文書の作製の際に「羽根ベンを地上から取り上げた者」と呼ばれている。ところで寄進の確認の証人たちの中には、寄進地に隣接した土地の持ち主も確かに一部は含まれていたであろう。しかし、特に同一人物(《ヴィトーヴィト》を含めて六名)が二つの寄進において証人活動を行なつた点を考えに入れた場合、そこでは次のような者たちが問題となつていたことが知れよう。すなわちそれは、ティロール村において伯裁判所の面前で、あるいは伯領の書記官の面前で寄進等の土地処分の確認が行なわれる毎に、証人活動と文書作製とに携わった当該の村出身の特定の仲間である。この仲間の中心をなす者は寄進等の文書の作製に際し「羽根ベンを地上から取り上げた者」である。

(ロ) 第一文書、第二文書の両方の証人欄に名を挙げられているティロール村出身の《Vito》、《Ingo》、《Johannes》の三名、および第一文書にのみ名を見せる《Vidal》は同村出身の別の者たちと共にすでに一一四八年頃、モーリットの伯アーノルドとタラスナ領主家のウルリッヒとの間の土地交換(第四文書)にも証人となつていて、彼ら四名の者が領主身分による土地処分においても証人活動を行なつた点に注目すべきである。なぜならば、このことは、彼ら証人自身がティロール村出身の有力者であつたことを教えてくれるからである。

(ハ) 一一四年ティロール村で行なわれた寄進の確認のときには、リッフィアン村出身の三名、すなわち《Wecil》、《Rappolo》、《Vito》が証人として出席した(第二文書)が、このうち《Wecil》はリッフィアン村自体で行なわれた寄進の文書の作製に当つて、ティロール村の《Vito》と同じ役割を果たした者であつた。一五八年のリッフィアン村における寄進のときの証人はすでに挙げておいた(第五文書)が、六年後に同じ聖ゲオルゲンベルク修道院に再び《ラポット・フォン・リッフィアン》がブドウ園圃一片を寄進したときの証人は《Vito, Otto, Adam, Miniguz,

説 item Miniguz, Martinus, Chuno》（第六文書⁽¹³⁾）である。これらの両年の証人の名を比較したところ四名（Vito, Otto, Adam, Miniguz）が両方の寄進において証人活動をしており、ウニキル、《Wecil》が文書作製に際して羽根ベンを地上から取り上げる役割を行なっていた。といふと、《ウニキル Wecil》のいのような役割は、聖ゲオルゲンベルク修道院を一方の当事者とする土地処分の場合に決して限定されないなく、別の修道院を当事者とする土地処分の場合にも見られたのである。例えば、ウニツンブルン（Wessobrunn）修道院（上部バイエルンに所在）とリッフィアン村住民との間の土地交換（一七五年）の文書（第七文書⁽¹⁴⁾）では、《ウニキル Wecil》は《羽根ベンを地上から取り上げた者》と呼ばれている。従つて、リッフィアン村でもティロール村の場合と同様のことがいえよう。すなわち、寄進等の土地処分の確認に際し、証人活動と文書作製とに携わったリッフィアン村出身の特定の仲間が存在しており、その中心は《ウニキル》である、と。

(ii) 次にこの《ウニキル》以外のリッフィアン村出身の証人たちを見てみよう。第五、第六文書の証人はすでに名を挙げておいたが、直前の第七文書の証人は《Vito, Otto, Iohannes, Wecil, Minigo, Miniguz, Cuno, item Vito, item Cuno》であった。これら聖ゲオルゲンベルク修道院、ウニツンブルン修道院に対する土地処分の文書以外に、ベネディクトボイエルン（Benediktbeuern）修道院（上部バイエルンに所在）に対するリッフィアン村住民の寄進行為（一四九年）を確認した文書（第八文書⁽¹⁵⁾）の証人欄には、《de Rusian Vito, Miniguz, Adam, Miniguz, Miniguz, Iohannes, Leo, Genze》と述べられてゐる。じつは、文書記載上若干変更は見えてゐるが、ラウハーヤン村出身の《Vito》、《Oltro》、《Adam》、《Miniguz》、《Iohannes》等がまさしく同じように幾個かの別々の修道院の寄進文書に証人として名を挙げられていた。従つて、彼ら（せし）に若干の者を補充した住民たちの仲間は、リッフィアン村の領域を単位にして、当村住民を一方の当事者とする土地処分において公的な証人活動と文書作製上の任務とに当つていたと思われる。

伯領フィンチュガウにおけるラント法的構造（1）

(ホ) 上記（イ）から（リ）までに取り上げてきた第三文書を除く第一文書から第八文書までの文書（年代にして
一四八年から一七五年に該当）によれば、すでに挙げた書記官ヘツイル・フォン・ティロールが自ら、あるいは他の者に代行させ、これら土地処分の文書の作製・確認を行なっていた。そして、書記官の職務は、ティロール村およびリッフィアン村のそれぞれにおいて當された、ほぼ一定の住民仲間による土地処分の確認の役割と即応しながら行使されたのもわかる。ここから、彼は職務を、ティロール村（vicus Tital）・リッフィアン村（vicus Rufiano）の領域単位に立って果たしていたことが理解できる。

- (40) この第一文書によれば、ティロール村で確認を受けた寄進者にはリッフィアン村出身の者は含まれていなかつたし、寄進地もリッフィアン村に所在のものは見られなかつた。それにもかかわらず、ティロール村での土地処分の確認にはこの村出身者と並んでリッフィアン村住民が証人活動を行なつた事実は、すでに指摘しておいたように、ティロール裁判集会は伯領における唯一のラント裁判所組織としてティロール村周囲の村をも包み込んでいたことをはつきりと示すのがわせてくれる。
前註（35）の本文を見よ。
- (41) TUB. I/1. Nr. 292. S. 137.
- (42) TUB. I/1. Nr. 344. S. 172.
- (43) TUB. I/1. Nr. 235. S. 104.
- (44) TUB. I/1. Nr. 235. S. 104.
- (45) 换言すれば、このことは、第五文書（聖ゲオルゲンベルク修道院に対する寄進確認の文書）の証人であった『Vito』を例にとると次のようにもいはれる。（一）彼はリッフィアン村において当修道院から土地を保有していたために、そしてめいびひののために証人となつたにすぎないのではないこと、（二）彼は寄進者によって寄進された土地の隣人であつたために、そしむじめいびらこのために証人となつたにすぎないのであることである。
- (46) 換言すれば、彼の職務はある特定の土地領主のみに限る土地処分に限定されていなかつたのである。

さて、以上で確定した事実から次のようにいえる。ティロール村とリッフィアン村のそれぞれにおいて、土地処分の証人に、すべて不特定の個々の村住民が名を見せたのではなく、それぞれの村出身のほぼ特定した者が現われたのは、確かに一面彼らが村に住むかぎられたラント法上の土地所有者であったのを示すと同時に、他面それによどまらず、それぞれの村における土地処分の証明の際には、もともとある特定の権限を賦与されていた一定範囲の仲間 (Kreis von Menschen) が関与したことの推察させる。この権限とは、土地処分が有効である点の確認と土地処分の文書の作製とに關わるものであった。寄進地が修道院本院から地理的に遠く距つており、また、修道院の本拠とは政治的に別の権力者の支配領域に含まれていた場合、問題の寄進地の法的關係の確定に際しては、以上のような特定の権限を持つた一定範囲の在地出身者による証人活動に負うところが大きかつたと思われる。そしてこれらの者は、それぞれの村に定住した有力者であったと見てよい。また、この仲間の指導的地位にいたのが、《羽根ペン》を地上から取り上げたマヴィト (Vito) (テイロール村)・ウェキル (Wekil) (リッフィアン村) であった。彼らの指導によつて、かの証人たちは、それぞれの村領域における一個の「仲間団体」を生み出すことになつたのである。しかも、この仲間団体による自治的な証人活動等は、一方で書記官ヘツィル・フォン・ティロールによる、土地処分の文書の確認・署名の活動と相即応し合つていたと見なければならない。これをするに、以上より上に見た仲間団体が、それぞれの村の範囲を単位とした領域的な農民団体 (Landgemeinde) やその基盤に持つていたことはおのずと明らかである。すなわち、仲間団体はこの農民団体の組織の一部を形づけていたのであり、換言すれば農民団体それが自身の存在は、やがてこの仲間団体の活動の中に具現されていたと認めることができるのである。

(47) Schwerin-Thieme, Deutsche Rechtsgeschichte., 188.

(48) もだ、寄進を受けた土地に修道院による任命された所領代理人も、同時にこのよだな「証人仲間」の一メンバーである。

た。例へば、第一文書の証人欄に見える▲Ingo▼（ヒュロール姓）、第七文書に名を記せる証人▲Johannes▼（リヒャートン村）が然り。

(49) この▲Landgemeinde▼の表現は、ヒュロールにおける農民団体が、ヒュラーベン地方のよつて、集村化した個々の独立村落（Einzeldorf）に範囲を限定された村落団体（Dorfgemeinde）より、その構成員の定住形態の上に相異なるヒュラードルフ（Vgl. K. S. Bader, Dorfgenossenschaft und Dorfgemeinde, 91）。となれば、▲Landgemeinde▼は確かに在（vicus）の上にむかがつていたのではあるが、しかしながら構成員とは、大幅に、支流渓谷の開墾地たる散居ホーフ（Einzelhüfen）の保有農を含んでいたのであ（H. Wopfner, Bergbauernbuch 1/1, 87—88）。

(11) このようにして、証人の仲間団体の基盤となつていた農民団体の存在を確定するいふことより、おのずと次の問題が生れる。すなわち、この農民団体と伯裁判所とはいかなる関係にあつたかである。この点を次に具体的な事例により調べておじい。

伯領の諸在地において農民を当事者とする事件に対し伯裁判所が設置された事例としては史料上、(イ) 中鉛ヒュンチュガウ渓谷のコルチュ（Kortsch）村における場合（一二〇九年⁽⁵⁰⁾）、(ロ) 上部フィンチュガウ渓谷のマルス（Mals）村における場合（一一一一年⁽⁵¹⁾）が知られる。以下で先ずこれらの各々の場合で、いかなる事情のもとに伯裁判所が開催されたかを問題としたる。

(イ) ティロール伯アルベルト三世は、山林の伐採をめぐる聖マリエンベルク修道院（上部フィンチュガウ渓谷ブルカイス Burgeis に所在）とコルチュ村の住民との紛争の処理のため当村に裁判所を設けた。それは、修道院と修道院フォーエクトたるマツチュ家の領主とが伯に対し裁判所の設置を要請したことによる。では、なぜ修道院とフォーエクトとは伯裁判所を抱へいたか。それは、コルチュ村の住民が当時聖マリエンベルク修道院の保有農あるいは（よりひらくべきえせ）ファミリア成員のみを含んでいたのではなく、同時に幾人かの土地領主に服していたことによる。

た。なぜならば、紛争の当事者が修道院とその保有農（ないしファミリア成員）じゃあるならば、原則上は、紛争はマッチュ家の領主のフォーケタイに基づく裁判権によって処理され得たはずである。実際に、コルチニ村における住民構成はグルントベルリッヒにはさまあまな要素を含んでいた点は指摘されてい⁽⁵³⁾。また事実、この裁判集会自体にも、《boni homines domini Vdalrici de Scrunis》と呼ばれた者たちが証人として出席していた。従って、以上のマルチ『村住民が文書の上』、《Chorlenses》と表わされて山林伐採の事件で一方の当事者となつたのは、当時住民が自らの生活基盤に、グルントベルリッヒな枠を超えた領域的な農民団体の組織を持つていたことを物語る。

（ロ）《クルルーナKulruna》（ツヴァインチガウ渓谷の「カルニラッハGoldrain近郊）出身の四名は相互に土地を交換したが、これを確認するためティヨール伯アルベルト三世は、ツヴァンスター女子修道院（上部フィチュガウ渓谷のタウフェルバTaufersに所在）院長アデルハイドの要請に応じてマルス村に裁判所（publicum placitum）を置いた。当修道院の修道院フオーケトはやはりマッチュ家の領主であつたが、しかし伯が招へいされた事情より、問題の土地交換はそれが有効であるためにはフォーケトによる確認のみでは不十分であつて、これに加えて伯裁判所における証明が必要であったものと推察できる⁽⁵⁴⁾。このことは、土地処分の当事者のすべてがツヴァンスター女子修道院に所属した者ではなく、やれ故に、マルス村で確認を見た土地処分の内容は、ただ当修道院に関係した事項以外の事柄をも含んでいたことを指し示す。マルス村に伯裁判所が設けられたのは、処分の対象となつた土地の一部分がマルス村に所在した事情によるが、この処分の確認文書の証人欄にはさまあまな領主、《dominus Hugo de Katvra, dominus Sicherus de Richenberge, dominus Hugo de Meze, dominus Utilinus de Furmigario》、およびマルス村出身の農民《Oswaldus, Meraldus et Egino de Malles》が名を見せた。このうち、領主たちはマルス村およびその近郊に土地を所有した者であつたのである。やつて、先の土地処分の当事者の少なくとも一部は、これら領主にグルントベルリッヒに服した者を含んでいたと思われる。このような当事者の土地交換の契約に対する伯の確

認は、先に挙げた農民と共に以下のマルス村定住の証人、すなわち自由農 (liberi)、マルティヌス・チュ家の成員 (martinusi)、この家は村の土豪的有力者の家柄であったと思われる。後世に当家がこの地域においてティロール伯の役人となりた⁽⁵³⁾、ミニステリアーノ (ministeriales)、として有力な保有農 (viri boni)、となって改めて承認を受けた。また、村のこの《有力な保有農の意見と証言》 (sub bonorum virorum estimatione et testimonio)、当該の契約が有益なものであり、それにばらかなる害悪の存在しない、と判断され、彼の意見に基いてティロール伯は土地処分の確認を行なつたのである。ひどい、マルス村住民のマルントベルリッヒな枠を超えた勢力の一端がうかがえよう。

さて、以上見たように、ある在地に伯裁判所が設置されたのは次のひとを意味したのである。すなわち、当該の在地において土地領主たちの散在所領所属の農民が、当時すでにマルントベルリッヒな枠を超えた農民団体を基軸にして、自らの生活基盤をつくり上げており、個々の土地領主とそのフォークトとはもはやこの農民団体を支配し得ず、これと相対峙しつつ自らの伝来の権利を個別的に主張・貫徹してゆかざるを得なかつたことである。これを要するに、伯裁判所の招へいの背景には、領域的な農民団体の勢力が土地領主とのフォークトとにとつてやがいな問題となつていた事情が存したのである。

- (50) TUB. I/2. Nr. 591, S. 66—67.
- (51) TUB. I/2. Nr. 622, S. 95—96.
- (52) **¶ claustrum Montis sancte Marie — querimonias suas super illata sibi tanta iniuria simul cum**
advocato suo domino Eginone de Mazis coram comite de Tirole domino Alberto movere ceperat.
- (53) O. Stolz, Die Ausbreitung des Deutschtums in Südtirol im Lichte der Urkunden, IV, 12, 79.
- (54) TUB. I/2. Nr. 591, S. 67. 訳入解説

(48)

dominus comes Albertus Tirolensis ad petitionem wener:nde domine Adeleitis Monasteriensis abbatisse considerata utilitate, que proveniebat exinde, consensit et bona voluntate permisit cambium.

(49)

comitis Alberi et per manum advocati Eginonis Macie.

(57) *地主の権力は、伯領の土地所有者である。伯領の裁判所は、*

(58) O. Stoltz, Die Ausbreitung des Deutschstuhms, IV, 15, Anm. 10.

(59) 田舎の土地の交換契約の確認が行なわれた以前の時点では、あやび、当の土地をめぐる、修道院側と交換当事者との間に何らかの紛争が起つてゐたもの思われる。

以上農民団体に関する述べてある（（一）（11））をもとめると次のようである。すでに述べた通り、伯裁判所はティロールの領主家が「伯」権力の名において設置したのであり、伯領に定住した領主たち（*barrones nobiles et ignobiles*）は、裁判集会のへりだるいところにおいてはじめて、伯裁判所のむとに伯領を単位に領主貴族の仲間による固有の裁判団体（cine Gerichtsgemeinde）を構成した。伯自身は、この団体の成員を伯裁判所組織のむとにまづおもや緊密に繋きとめるむとに、同時に伯領全体に対する支配を計らうとした（この企ては、伯領唯一の上級ラント裁判所の設置とその存続とを目的とした）。といふに、伯領におけるティロール伯の支配は、ただこの形態をとつて行使されただけではなく、たのである。すなわち、伯は、①伯裁判所で領主仲間の団体を構成せることで行なう支配と並んで、やがてに加えて、②同じく伯裁判所を設けることじ、自らも直接農民支配に及んだのである。但し、この場合、直轄領の農民支配ではなくして、ケルントヘルリッヒな枠を超えた農民団体に対する支配を行つ。これは、既述のむとくコルチニ村、あるこばヤルス村に伯がラント裁判所を置くことによって行使された。この支配は「裁判支配権」に基いており、従つて、これは「地域的団体形成のための絶好の手段として奉仕し

(61) 得たのである。伯はこのようにして領域的な支配権力を獲得することによりはじめ、伯領において、(1)の場合とは違つて、在地に対し集約的な権力を我が物にし得た。なぜならば、(1)で見られる支配は、既述のじとく単純にペルゼー・ソーリッヒな「伯」権力にのみ基づいていたのであり、かくして、結局それは人的連合 (Personenverband) に依拠したところからして支配権力の実質の点ではおのずと不安定な性格を帯びざるを得なかつたのは否むべからずであり、これに対し、(2)で見る支配は、下級ラント裁判所管轄区 (裁判区)(untere Landgerichte, Pflegerichte)⁽⁶²⁾ の形成を内容とするティロール伯のカンマーグート体制⁽⁶³⁾への発展をはなへだいたからである。(いひでは、伯裁判所は、伯領内部の幾個かの地域のそれぞれに妥当した在地裁判所 *Ortsgesicht* へ転化した)。

伯は、伯領の諸在地のほぼ全般にわたつて、以上、(2)の裁判支配権を獲得し、これによつて、伯領全体をティロール伯家の実力基盤へ転化せると共に、その過程で、彼はこの実力基盤の中に、トリニティ司教所有の別の伯領 (例えはボーツェン伯領) に対する支配権の浸透のための物質的な活動源を見出そうと企てた。伯領のラント法を制度的に保障した伯裁判所は、上に見たごとく、伯領の上級ラント裁判所として領主仲間を「伯」権力のもとに組織化すると共に、同時に伯領の下級ラント裁判所として個々の農民、あるいは農民団体をラント裁判権のもとに組織化する働きをもつてゐたのである。伯裁判所が有したこの二つの側面に注意しておかなくてはならない。

(64) (65) これは、先のコルチュ村の例をとれば、伯がコルチュ村住民に対し▲〔違反するときは〕身体と財産とに対する处罚の名のものに (sub pena personarum et rerum) ▼、判决を下した点によく表われてゐる。

- (61) 世良晃志郎、封建制社会の法的構造、一五八頁。
(62) O. Brunner, a. a. O., 379.
(63) いわゆつてこゝ詳しつけは第二節第三川を参照。

に進むとはかぎらなかつたのは「うまでもない」。このことは、競合する別の伯があり、同時に、農民（団体）に対し支配権を相互に補完させつつ行使した領主貴族たちが広汎に存在した領域において、特にあてはまつた。以下では、このような領域において、ティロールの伯が領域権力を形成するに当つて、伯領フィンチュガウの場合とは別種のいかなる支配構造に直面しなくてはならなかつたかを問題としたい。しかし、ここで行なおうとするのは、ティロール伯の伯裁判所権力からインムーンな領主たちの権利を列挙することではなく、これら領主たちがインムーンな権利を持つていようがいるまいが、彼らが、特定地域においてその地域の果たしていくなるしくみの中で、己れの支配権を使し得たかを明らかにすることである。これに關し格好の素材を提供してくれる領域が、エッチャニ渓谷地域(Eischland) の主要な領域部分の一つをなしたボーツェン伯領である。従つて以下の課題は、要するにこの伯領ボーツェンにおけるラント法的構造の一端を解明することになるであら。

まずは基本となる事例を取り出そつ。アルベルト・フォン・ルツサン (Alberto von Russan) なる者がボーツェン村近郊グリース (Gries) に置かれたルツサンの土地をショフタルン (Schäftlarn) 修道院（上部バイエルンに所在）に売却したが、やるもの文書（以下では売買文書といつ。それは一〇〇〇年から一一一八年に作製された）の証人欄には次の名が見える（第一類型の証人）。(一) 『Albertus villicus Wihenstephensis de [Chellare]』、(二) 『Hartlieb villicus et Goffridus hobarius Frisingensis episcopi in Chellare』、(三) 『Arnoldus de Harena. Chunradus et filius eius Christian. Adam ... omnes isti coloni nostri in Chellare』。これらの証人たちの名から直ちに次の点が確認できる。それは、ボーツェン村のケラー (Keller) 地域には、上部バイエルン所在の少なくとも、一つの司教座（フライジンク）および二つの修道院（ウァイクハシヨテファン、ヤヒヒシエフトラルン）のおおののフミリア組織が置かれていたことである。

こでは、フライジンク司教座とウァイヘンシュテファン修道院のそれぞれの、ケラー地域における所領管理人

(vilius) が証人となつた点に特に注意を払いたい。売買文書ではシエフテラルン修道院の所領管理人の名は見えないが、土地処分に関する当修道院の別の文書⁽³³⁾ (1100年ないし1118年作製) には、証人欄に《Adam [de Kellare] villicus noster ... ex familia nostra Sigboto Lุงel, Heinricus Traiboto》と記載されている。この修道院のトトコア成員のはば完全な姿（1名の所領管理人《villicus》も保有農たる《coloni》）が再現される。また、同じくはフライシンク司教座の所領管理人《Adam villicus Frisingensis episcopi》も名を見出せる。このように、土地処分に関する直接の当事者である土地領主（事例では司教座あるこせ修道院）所属の所領管理人のみなみや、ケラー地域にチャーリア組織を有した当事者以外の土地領主の所領管理人も、当該の土地処分の確認に際して、証人の名で現われた点に注目しようと思つ。もちろん別の例を挙げれば、ハイニッカウ(Heinrich in der Grube)なる者がシエフテラルン修道院にチャウ園圃を売却したところには、証人としての修道院のトトコア成員《ex familia [nostra] Sigboto, Heinricus》と共にチャーリンク司教座の所領管理人《Adam villicus Frisingensis episcopi》も現われた⁽³⁴⁾。また、コハーネ(Konrad von Keller)なる者がシエフテラルン修道院に対し行なった寄進の文書⁽³⁵⁾は、フライシンク司教座の所領管理人の家で（《in domo villici Frisingensis episcopi Adelberti in villa Chellare》）作製され、証人の一部はケラー地域の住民《Isenpero, Hartwich, Alban, Pero, Elwin, Adam, Gunthart isti omnes de Chellare》である。彼らはすべて農民といふ。土地領主の所領管理人が証人として出席したとか、ひの所領管理人のひとのチャーリア成員（保有農）も同時に所領管理人に伴われて証人仲間をなした。この点はシエフテラルン修道院の場合と文書上既述のじよくせいかりしているが、しかしその他の場合、例えばフライシンク司教座の所領管理人《Hartlieb》も保有農《Gofridus》（売買文書）もその例といえる。このように、ある修道院を当事者とする土地処分の確認のと並んで、当修道院所属の農民と共に別の修道院（あるいは司教座）所属の農民（所領管理人を必要しない伴わないが）が証人として現われた事例は他にも見られる。例え

ば、シューフトラルン修道院が当事者の場合に、ヴァイエンシュテファン修道院所属の農民《Willibaldus de Whe-nsteuen》⁽²³⁾が、同じくシューフトラルン修道院についてはシームゼー《Chiemsee》修道院所属の農民《Conradus de Chiemesse》⁽²⁴⁾が、ついでウァイヘンシュテファン修道院の場合に、フライジング司教座所属の農民《Hermannus de Frisinga》⁽²⁵⁾が、それぞれ証人として名を見せた。以上三つの事例はいずれもボーツェン村ケラー地域に関わるものである。以上に見た事実の確定より次のように述べる。ボーツェン村のケラー地域で、個々の土地領主に所属のファミリアに含まれた所領管理人および保有農が、この地域での土地処分の確認の度に証人仲間の一部分をなしたのは、その背後にはすでに、たとえルースなものであつても別々の領主のファミリアの成員の間にヘルリッヒな枠を超えた連繋がすでに存続していたことを示す」と。土地処分の確認のような当時の重要な法生活上の問題には、単に当事者である土地領主のファミリア成員のみならず、同一地域にファミリア組織を、あるいは単純な所領でも持つた土地領主たちおののおのの所領管理人あるいは保有農も関与したのである。これによつて、問題の土地処分はいわば公的な性格を取得し、対外的効力の点で一種の保証を獲得したのである。「土地は繰り返えし、〔借地人の〕仲間からなつた証人の面前で売却され、相続され、負担を課せられた。これ〔証人の面前で土地の処分等が行なわれること〕は文字を記す慣習がわずかしか見られなかつた時代に生まれた、〔近代の〕登記に代わる一個の形式主義的な装置 (ein formalistischer Apparat) を意味した」⁽²⁶⁾のである。土地処分の確認におけるこのよう事情を考慮してはじめて、「証人仲間」なるものの存在意義を正しく認めることができよう。そして、今度は農民団体の形成の歴史過程を考えるに際しても、この農民の証人仲間の継続した存在に注目せねばならないと思う。なぜならば、個々の土地領主たちの幾個かのファミリア組織の置かれたケラー地域が、歴史的に、一つの農民団体の組織を生み出した間の事情は一つには以下のじとく説明できるからである。すなわち、領域的な農民団体の形成の萌芽は次の中に見られたのである。個々の土地領主のファミリア所属の所領管理人と、所領管理人に伴われた農民とからなる証人たちが、種々の

土地領主の行なう土地処分に対する確認・証明を通じて「個の証人仲間」を生み、この証人仲間の内部における相互の連繋が具体的な個々の証人活動の舞台で絶えず新たに繰り返されるという中だ。このように、それがまさに土地領主所屬の農民から構成された「個の証人仲間」の存続は、個々のファミリア組織の枠を超えた領域的な農民団体を生み出す一つの重要な契機になつたのである。⁽¹²⁾ かつて、A. ドブシュは、村落団体の成立の問題に関し、ファミリアがそのまま単純に村落団体(Dorfgemeinde)と成長したと考へた。しかし、ケラー地域のようだ、同一の地域にさかねかな土地領主のファミリアから村落団体への発展⁽¹³⁾ に見えるドナショの説明の仕方はそのまゝでは不十分と思われる。この点に留して、さかねかな土地領主所屬のファミリア成員から構成された、特定地域を背景とする証人仲間の存続を明らかにする上によつて、問題解決の新たな一つの糸口がひき出せるであらう。

- (64) TUB. I/2. Nr. 525. S. 4.
- (65) TUB. I/2. Nr. 526. S. 4.
- (66) TUB. I/2. Nr. 524. S. 3.
- (67) TUB. I/1. Nr. 342. S. 171.
- (68) TUB. I/1. Nr. 512. S. 289.
- (69) TUB. I/1. Nr. 285. S. 134.
- (70) TUB. I/1. Nr. 513. S. 289.
- (71) ハトマートは、前編整理人(villlicus)、既存農(既存地主) *<Reginhertus de Wihensteven>* について記述農地を
(*comnes qui erant die dominica ante ecclesiam*) ふるばへん(TUB. I/1. Nr. 402 (1182-97) の端入墨を
参照)。

(2) H. Aubin, Die Entstehung der Landeshoheit, 17—8.

(2) ハウスの次に見解は参考になる。「ヴィルジ(villici)が元来純粹な管理人であつたといふ説は証明されることはなく、〔アーヴィング〕は農業は小村(villa)——これは村落(Dorf)よりも少く——より多く、地主の權力は村と大きな土地(Hof)の所有に結び付いていた——の意味である」(O. Stolz, Rechtsgeschichte des Bauernstandes und Landwirtschaft in Tirol und Vorarlberg, 304)。

(3a) TUB. I/I. Nr. 459 (190), S. 253 に記載する「ケラーの農民団体《comunitas plebium de Kellare》」の表現を翻訳せよ。

(3) 無體、ある領域的な農民団体があくびのやつたは社人仲間から形成されたとするわけではない。ただ、在地的な、ある種の(die gerichtliche Geschlossenheit)が何を契機として成立し得たか、その一つの契機を取り出せば、誰もが分かる。

(2) A. Dopsch, Herrschaft und Bauer in der deutschen Kaiserzeit, 109.

(2) 16世紀後半の次の記述が参考、「社規の内にハーベスト・カーネルの分断が、あることはハーベスト・カーネルの分断が起るに至るが、西歐的のいわゆる在地の裁判団体も破碎されてしまったのである」とある。

4) 最初に挙げた売買文書の証人欄には、以上問題にした土地領主のハーベスト成員(第I類型の証人)が並んで見せただけではなかった。それと並んで、フォーグト、カーネル、タインの領主《Gotschalcus advocatus noster de Walwenstein》、彼の封臣たる(milites)《Liutoldus et Heinricus Slagelis》がある。彼のリベル

リトーム (servi) 《Gotschalcus, Bertholdus, Cristan, Siguridus et filius eius Siguridus de Chellare》を現われた(第1類型の証人)。カトマクハムタヤンの領主は、今だヘルムトワーデ城域にねむるハムヘルム修道院の所領に対する所領フオーテムやねいた。このフオーテムによる証人活動の意義を明示しているのが、ハイヘニッヒ (Heinricus in der Grube) などの名がシヤフトカルン修道院にアレウ園圃1片を売却したむかの文書だ。この文書の内容は「敵に守らぬいふがやめ。前敵にせ園圃處分の確認がおくふれどねら、ウジドゼ、フオーテムの「バケリーム」《Siguridus et filii eius Sigbertus et Siuridus [de Chellare]》、ハイムハク司教座の所領管理人《Adam vilicus Frisingensis episcopi [de Chellare]》、ケラー地城の他の者《Burchart, Gotfrid, Adelbertus der Bernacre, Heinricus plebanus de Kellare》、最後にシヤフトカルン修道院のフオーテム成員《ex familia Sigboto, Hanricus, Albero Phuse》が誰もいじつて取られた。一方後段には、荒野者ハイハニッヒが辺境地帶に棲む證フオーテムだクトーヘル・トキハ・カトマクハムタヤン《Arnoldus de Valwenstein》(彼は先の《Gotschalcus de Valwenstein》の兄弟だ)の面前で以下の証人を得て確認を求める直が限界。やなねや、このいかの誰人ば、フオーテムの封臣たち《milites eius Heinricus Slaglefs, Liutolt et frater eius Heinricus》、フオーテムの「バケリーム」《servi eius Gotscholch, Babo, Willehalm》、ヘニッヒ・カーラルの封臣トム・リバケリームなど者たち《Heinricus der Puhelare, Heinricus der Chirchare, Rodolfus de Seuers》、最後に前段の証人たが、じゆいた。おもむくの確認せかトマハムタヤンの城塞にねじて行なわれた心照やね。心こし、フオーテムの面前で、領土地盤分立にて修道院に致し不法を勧め者はウロナ貨幣ハ○タナハル (L XXX talenta Ueronensis) を賠償かくわんしが定められたのじゆ。以上より次のことがいふ得る。個々の土地領主たちのフオーテム成員から構成された証人仲間のひとと確認を受けた土地処分は、やむむ、城塞所有者でフオーテムたる世俗領主の保護権によじはじめて、処分された土地の庇護の点で

現実的な効力を獲得し得た。と。上に挙げた事例の場合、ウアルベンシュタインの領主は封田といふステリアーノハトを支配した有力な城塞所有者であつたと思われる。確かに元来彼個人はシエフトラルン修道院の単なる散在所領、およびフアミリアのフォーケトであったが、しかし彼の行使する保護権は、ケラー地域の別の土地領主所属のフアミリア成員にも及んだ点に注意しておかなくてはならない。このことが、ヒューネバーハー、ウトルマンシュタインの領主によるフォーケタイに基づく領域支配の一つの現われに他ならないのである。

かくに最初の売買文書の証人欄で注田すぐかせ、『Willehalm de Somens Chienaste, Adelbertus de Bernare』と呼ばれた者である（第三類型の証人）。彼らは、証人欄での記載形式から見てボーハン村地域の領主身分の者、あるいは領主身分類似の在地の有力者であつた。しかし、彼らはウアルベンシュタインの封田たちでも、ニステリニアーノハトをもなかつた。にもかかわらず、フォーケトの保護権行使はこれらの者からも承認されたのである。從つて、この意味でヒューネバーハー、ウトルマンシュタインの保護権に関する、これに類する次の者たち、すなわち、先のハイムラッセ（Heinricus in der Grube）が確認を求めたときの証人たちのうちですべてに挙げておいた、『Heinricus de Puhelare, Heinricus der Chirchare, Rudolfus de Seuers』とふれておかなくてはならない。彼らはやはりウアルベンシュタインの領主の範囲であるリスホートーホーフをもなかつた。以下で彼らの証人活動を、彼らと仲間の開拓者があつた者たちをも考慮に入れて若干の文書より摘き上げて見だす。（→）『Willebirch von Girlan』なる者が修道院ハイムラッセ・ハーン・ハーメルハク（Neustift bei Freising）と契つて行はれた寄進には『Chunradus de Seuers, Gotschalch de Valewenslein』が證人として現われた。（ロ）『dominus Heinricus de Puhle vel de Goldecke』が行はれたハイムラッセ・ハーメルハク修道院に宛てた土地譲渡させ證人は『Heinricus der Kirchare, Arnoldus de Valwenstein advocatus nosler, --- Rudolfus de Seuers』が名を現わす。（ル）ハイムラッセ・ハーメルハク修道院にモーヴィアの商人との売買契約が、『Choloch, Gotschalchus de Winecke, --- Arnolt de Valwenstein, ---

Fridricus de Winchele, Heinricus dicitur Puhelare》が証人となりた。(8) (ii) (v) に挙げた証人の一人、《Cadelochus de Winec》が聖ガオルゲンベルク修道院に対して行なった土地の譲渡(9)は、《Federicus de Winkel et Gothesalcus de Winec》が証人であった。

ところで上紹介する必要はあるが、要するに以上の事例（すばやボーツ、モン村地域に関する）よろ次の二点である。すなわち、《Walwenstein》、《Krichaere》、《Seuers》、《Winecke》、《Winchele》、《Puhelare》等の一一定範囲の在地の出身の領主たちは、特定の領域を背景に、多様な証人活動を通じ相互に呼応し合い、連繋を保つことである⁽¹⁰⁾。この事実の確定から以下の二点へ考えてよ。フォーケト、ヴァルベンシヨタインの領主が行使した保護権は、その背後において、ボーツ、モン村地域のほか一定した範囲の別の世俗領主の仲間によって、うらうちされていた、と。ヴァルベンシヨタインの領主のフォーケタイは、その実質上、領主たちの連繋に基づく幅広い支持、ないしいうらうだてのものにはじめて當なまれざるを得なかつたのである。この連繋の存立の契機は次の二つのモメンツに求められる。第一に、個々の領主貴族は他の領主貴族に對して己れの権利（特に所領フォーケタイ）を在地において領域形成的に貫徹するに足るだけの決定的な実力を、まだ身につけておらず、このため特定の領域を背景に領主貴族間の競合が繰広げられていたこと、第二に、しかしこの競合の中にあっても、おののの領主貴族は己れ自身の利益（egoistische Interessen）を将来にわたつてできるかぎり障害なく追い求めようとしたこと、である⁽¹¹⁾。こゝでは、特に相互の証人活動を基軸にした一定範囲の世俗領主の連繋の状態を、領主仲間のラント法的關係と呼びたい。この連繋にあつて指導的な地位を占めたのは確かにフォーケト、ヴァルベンシヨタインの城主であった。しかし、こゝで注意しておかなくてならないのは、フォーケトの有する例えば既述した賠償金ヴェロナ貨幣八〇タレンの徵収権（これが保護権の具体的な内容の一つである）は、領主仲間のラント法的關係を背後に持つてはじめて、その現実的効力を獲得し得た点である⁽¹²⁾。

(77) TUB. I/2. Nr. 524. S. 3.

(78) TUB. I/1. Nr. 386. S. 193.

(79) TUB. I/2. Nr. 522. S. 2.

(80) TUB. I/2. Nr. 521. S. 2.

(81) TUB. I/2. Nr. 531. S. 8.

(81a) これらの幾個か特定した在地の領主の仲間は、もと広い領域を背景とする領主の仲間のいく一部分を形成していたに違ひないのはいつまでもない。

(82) 無論、本文に述べる事柄と並んで、血縁関係という最も自然の要素も働いていたであらう。

(83) フォークトの確認した土地処分に対し不法を働いた者が別の領主所属の封臣やミニスティアーレンの場合によるフォークトの保護権が障害なく行使され得るためには、彼のこの保護権を承認・支持する領主たち相互の連繫が存続していなければならなかつたはずである。

(84) オーヴェン村地域には、特に上部バイエルン所在の修道院の散在所領が広汎に展開しており、これら個々の散在所領には、当然かのウアルベンシュタインの領主を例とする所領フォークトが数多く任命されていたと思われる。この状況の中にあって、世俗領主たちはそれぞれ彼らが取得したフォークタイを現実的な権力にまで高めなければならない課題を負つていただのである。

(四) 以上の、フォークト、ウアルベンシュタインの領主を中心とした世俗領主相互のラント法的関係と並行して、当時のフォークトは自らの上にいかなる支配関係を取り結んでいたか。この点を探るに当つて先ず注意すべき文書は、一七八五年七月二三日におけるレーベン授与の文書である。⁽⁸⁵⁾これによれば、トリエント司教アルベルトは、エッペン伯兄弟にレーベン財の一つにウアルベンシュタインの城塞《castrum Ualuenstain》を与えた。この授封

ヒセ《Gothsalcus de Ualuenstain》が證人の一人として出席した。從つておもむくの誓庭は、《Gothsalcus de Ualuenstain》との間の關係がトロムント司教のものからハッペル伯兄弟のものと切り替へられたと認わる。やの後一一八九年から一一九六年にかけて、ハッペル伯が行なった法取引に《Gotschalcus de Valwenstein. Gebhardus junior》が證人として名を見せた。⁽⁵⁾ しかし、同じ時期にハッペル伯ヨグハーバー、ホヤ・クルムの《Gebhardus junior》が見えた、《Gothsalcus de Valwenstein》の島子⁽⁶⁾をアコクヤン司教所属の「リベラリテー⁽⁷⁾」（ecclesie ministeriales）⁽⁸⁾に受け交換したが、これから察せられるに、ヴァルムンシタインの領主との間の、よりハッペル伯の実質上の「リベラリテー」の關係の様相を臨してこたと云ふよう。これがひとせよ、ウテルマッハ⁽⁹⁾のタインの領主は証金にハッペル伯家の支配下にいた。例えど、ハッペル伯エグノーヴリムハム司教⁽¹⁰⁾ハーマーモジの法取引（一一九四年）で伯は、ウタルムンシタインの領主以下⁽¹¹⁾の意見に従つて（in dicto predicti Cadelochi et Tovrenghi, Odolrici de Grumspergo, Gothesalki de Volenstaine）次のようないふるがめを司教⁽¹²⁾に付けてこゆのである。あなたち司教に譲渡を約した土地がその所有者（ハッペル伯の妹）との關係で終束通りにいかなかつた場合は、別の土地を立替えて司教に譲渡する。と、やつて、この一一九四年の法取引でも、一点注意すべきは、先の三名の一人、《Cadelochus (de Winecco)》である。やつて、證人となつた《Federicus de Winecco. --- Conradus [frater Cadelochi], Gothesalkus, Warnardus de eodem loco》⁽¹³⁾である。やつて、上ド紹介した《Winecco》王家のいだの領主⁽¹⁴⁾トマス⁽¹⁵⁾タインの領主⁽¹⁶⁾と並べて現われたのが、おもむくの誓記《Warnardus et Gothalcus de Winecco》が、ハッペル伯ハイムハムマーラハムハム司教との法取引（一一八五年）⁽¹⁷⁾である證人活動をつづね、しかも先に紹介した《Fedricus de Winkel⁽¹⁸⁾》が名を見せていた。確かに一七七年のある文書⁽¹⁹⁾が、かの《Gothsalcus de Winec》がトロムント司教の「リベラリテー」（Gotsalcus ministerialis Tridentine）⁽²⁰⁾に當されたといふが、果たして直前に挙げた一一八五年の法取引の證人、《Winec》が

『Winkeler』出身の領主が、当時は「さうじエッパン伯家の支配下に置かれていたかどうかは即断はできない。しかし
じつやれにせよ、ヴァルベンシュタインの領主のフォーエクタイが問題となつた時点（ほぼ一一九〇年代以降）においては、この領主仲間のメンバーはエッパン伯家と支配・保護関係を結んでいたと見てよい。⁽²⁾

このように考えてくれば、シェフトラルン修道院の所領フォーエクタイであつたヴァルベンシュタインの領主に対し、彼のフォーエクタイ行使に当つて支持を与えた、ないしうしろだてとなつて、いた先述の『Wincheler』・『Winec』・『Seuers』等の在地出身者は、自身も取得していたはずの修道院所領フォーエクタイの行使の際に、さらに、エッパン伯家による保護を享受していたことがわかる。ボーヴェン伯領の領域における唯一・有力な世俗の伯家であったエッパン伯家は理論上は、伯領フィンチュガウにおけるティロール伯の場合のごとく、「伯」権力の名において自分の出身地（エッパン伯領——これはボーヴェン伯領に隣接した）に上級ラント裁判所である伯裁判所を設置し得たのである。これによつて、ヴァルベンシュタインの領主を中心とする領主貴族仲間のラント法的関係は当裁判所で一層現実的な保護を得たはずなのである。⁽³⁾

ところで、今まで見てきたボーヴェン村地域において最終的な支配権力を行使していたのは依然としてひとりトリニティ司教であった。彼は同時にボーヴェン伯領の伯でもあった。司教はエッパンの伯とレーベン関係を結んでおり、これによつて彼はこのレーベン関係を媒介にして、ヴァルベンシュタインの領主との仲間とのラント法的関係を自己の支配圏へ取り込もうと企てた。司教のこの企てはボーヴェンのレーベン裁判所において実現された。従つて、この裁判所は単純に司教の封臣たちの裁判集会（レーベン集会）として現われたのみならず、それ自体ボーヴェン伯領の上級ラント裁判所と位置づけ得た。この点は一一一〇年の司教のレーベン裁判所の開催の事例から理解できる。この裁判所（curia）で司教フリードリッヒは、かの『Golesalcus de Winec』・『もひ『Turingus de Formiano』』の報告を得て、次のような判決を下した。⁽⁴⁾ ボーヴェンの住民（『Bauzanenses』）が、彼らの私有

地 (allodi)・封地あることは借地 (leodi)・および質取地 (pignores) のアムラ園圃の収穫物から醸造されたブドウ酒を心のまま自家で消費する場合は、それに關稅 (theloneum) は課せられないが、しかし、住民がそれを売買の対象として都市ボーディッシュに持ち込むときは関稅が掛けらるゝ所である。と。この判決はレーヨン裁判所の構成員 (ministeriales et vasalli presentis curie. いの一員はH. H. ハベハの伯ウルリッヒが姿を見せていた) によって確定されたが、判決の内容 (すなわち、ブドウ酒關稅の賦課・徵收のいとき特定領域の住民——市民と農民——全体を対象とした問題) から見て、当レーヨン裁判所はボーディッシュにおけるラント裁判集会 (Landtaitding) たる資格をすでに与えられたといふねばならない。これに関し、かつてE. ローゼンシットツクは次のように述べたことがある。⁽⁵⁵⁾ 一個のノーベン裁判所 (ein Lehenshof) が設けられ、やがてそれがラントを自らの権力の中へ取り込んだ場所でのみはじめて、やがてノーベン裁判所による領域支配権 (Territorialität) が発展した、と。これと同じ事態がトリエント司教所有のボーディッシュ伯領でのレーヨン裁判所に見受けられたといえる。伯領フィンチュガウにはトリエント司教もクール司教もこのようなノーベン裁判所を設けていなかつた。この点で伯領フィンチュガウにおいてはティロール伯は己れの領域支配権形成にとって有利な状況にあつたといふねばならない。

それはともかく、ここで最初の問題に立ち帰つて次のよう締括することができる。ボーディッシュ村領域における在地の支配構造とは、グルントヘルリッヒな枠を超えて存続する農民団体を基盤にした、フォーケト、ついでフォーケトの保護権を支えた領主仲間、最後にエッパンの伯に到る支配・保護の重層関係を意味しており、トリエント司教のレーン裁判所が以上の支配構造の支柱となり、同時にこの支配構造をその組織の中に取り込んでいた、と。ここに、伯領ボーディッシュにおけるラント法的構造の一端が現われてゐるといふよう。ティロールの伯は、領域支配権を貫徹し「地域的・領域的団体形成」に当つて、かくのんじとき、伯領フィンチュガウとは別種のラント法的構造に直面せざるを得なかつたことになるのである。これに相対峙して、ティロール伯がいかなる権原を行使し得たかは第二章第二

説 評 節だふれた。

- (85) TUB. I/1. Nr. 426, S. 221.
(86) TUB. I/1. Nr. 442, S. 239. シルバ Nr. 449, S. 242 の論述

(87) TUB. I/1. Nr. 443, S. 239.

- (88) TUB. I/1. Nr. 484, S. 272.
(89) TUB. I/1. Nr. 427, S. 223.

(90) 論註 (88) の本文参照。

- (91) TUB. I/1. Nr. 350, 176.
(92) 無論、彼がトーマント同歎じテッペル伯の重のマーケン関係など、リステリトーレン関係に立ち得た点は否定されねどではない。

(93) 但し、ハッセハ伯の伯裁判所の活動はド・ロール伯の場合に反し文書の上では実証である。

- (94) TUB. I/2. Nr. 598, 74—75.
(94 a) ハの著の論註 (88) の本文に記載されたもの一人である。

- (95) E. Rosentock, a. a. O., 192.

II | 伯裁判所の実力基礎

(1) 再び第一文書の次の導入部分に今一度眼を留めよう。《Notum sit omnibus huius Venuste terre et subtus Tellis videlicet Nocturnis, Algundis, Tyralis, Ruffianis》。この判決からわかる如く、《トーマント・ハヤハニカタ terra Venusta》と、《Nocturns, Algund, Tirol, Riffian》の間での区別が

れている。従つて、この四つの村を含んだ領域をその担つた意味の点で別個に取り出すことができよう。この領域にはさらにメラン（Meran）近郊のマイス（Mais）村も含めることができる。このことは、地域的のみならずまた、書記官へツイルの職務から見てもいえる。一例を挙げれば書記官は代理人を立ててではあるが、マイス村所在のブドウ園圃をめぐつて行なわれたベロー（Bero von Tschars）と聖マリエンベルク修道院との法取引に文書作製上関与していた⁽³⁸⁾。このように地域的（地理的）な側面および書記官の活動の点から知れる『Naturus』・『Algund』・『Tiro』・『Riffian』や少し『Mais』の在地間の緊密な結びつきは何を意味しているか、後世（一三世紀末期）の史実は次のことを教えてくれる。これらの在地（村）を含んだ領域は、ティロールの城塞を中心とする伯家の直轄領管理区域（これは『Burgralenamn』と呼ばれた）を形成していたことである。しかしながら、この後世を待つまでもなく、一一世紀後期から一二世紀前期の本稿の主に問題とする時期にもすでに、この領域にティロール伯家の実力基盤（これは土地所有とフォーラタイとからなつていた）を認めることができるのである。これを、まさに第一文書の導入部分自体が教えてくれている。

この意味でおのずと、ティロール伯家の実力基盤の一端を明らかにしておかなくてはならないと思われる。なぜならば伯裁判所はその物質的活動源をこの実力基盤に見出していたからである。実力基盤の分析に当つて以下で問題とするのは、ティロールの城塞におけるブルクグラーフ（伯の代官）の職務活動である。特に興味を引くブルクグラーフ裁判所の意義については後述し⁽³⁹⁾、ここではもっぱらブルクグラーフの別の職務、すなわち租税徵収上の職務を指摘しておきたい。だが、残念ながらこの点の資料は本稿が問題とする時期については利用できなく、以下で用いるのは一三世紀末期以降所領管理人（『prepositus』）がティロールの領邦政府に提出した直轄領管理区（『prepositura』）の会計報告の文書である。以下ではこの文書の内容分析を先ず行ない、やしてそのデータに基づきより古い時期の見通しを得ることで、われわれの問題に答えようと思う。

(66) TUB. I/I. Nr. 234, S. 103.

(67) 第1封筒「總參照」

(68) の文書だ。F. Kogler, Das landesfürstliche Steuerwesen in Tirol, AÖG., 90, S. 419—712 に収録された。

「この文書を用いた、会計報告の文書は最も古い期で一一七八八年からのが現在です。」

(11) ブルクグラーフの管轄区 (《purkgravatus》) が記された。その例に次の文書が挙げられる。トイロールのブルクグラーフ、コンラード (Conradus Grundnerius) が、ブルクグラーフの管轄区 (purkgravatus) の印貢税 (steura coquinaria) を免除された時の封筒、ハーネン (Veran) が、ハーエン (Haeuening) から元来納入されるべきやねんの五頭分の印貢税、牛110 (頭) を計上した。⁽³⁾ おぬこざ、《トイロールのブルクグラーフ、ハイムバッハ (dominus Heinricus de Annemberch) が、ブルクグラーフ職の管轄区 (officium purkgravatus) の収益、すなわち管轄区自体から (《de ipso officium》) 彼が納むべきガロナ貨幣100マルクを計上した》、と。⁽³⁾ おひるが、ブルクグラーフは以上並んで次のものでは会計報告を行なつてこた。すばわら、《トイロールのブルクグラーフ、ボルクマヌス (dominus Volkmarus de Purchstall) が、マイベの所謂管理人 (prepositus) ホームルから受け取つた、マイベにおける通常税、おもに牛の頭分に代わる牛乳税 (steura lactis)、アルツベックの直轄領管轄区 (prepositura) の貢租 (census)、直轄の合計からロナ貢租110マルクを計上した》。これである。ブルクグラーフはマイベの直轄領管轄区 (《prepositura in Mays》) からおがる収益をドモ領邦政府に計上つてこたことが知れる。この道理区と並んで、マイベのハイトヘルトバーレの直轄領管轄区 (《duplex prepositura in Ruffiano et in Tyrol》) の他の会計報告の文書とは記されない。おなわら、ブルクグラーフの管轄区の所領管理人から現物税に代わるヘッコアラを受け取つてこむのである。最後にシヒンナ (Schöenna) の管轄区の

も現われた。<シェンナの直轄領管理区の租税 («*stiuura prepositurae in Schennan»*) [類] は前年度に更新されており、「今後も賦課される」。⁽²³⁾ ふ。このよほどブルクグラーフは、領邦政府に対してマイス・リッフ・アイアンニテ・イロール、シェンナのそれぞれの直轄領管理区の収益 (租税 *steura*、貢租 *census*⁽²⁴⁾、⁽²⁵⁾ オークタイ料 *advocacia*⁽²⁶⁾) についても会計報告を行なっていた。この点は、直轄領管理区の管理人自身による領邦政府への会計報告からも知れる。例えば、マイスの所領管理人カルトーは、納入された全金額を計算した。そして、このうち (ex hills)、ティロールのブルクグラーフ、ハインリッヒに対し、ブルクグラーフ自身の計算に先んじて次の金額、すなわち家畜 (牛九頭分) 税三九リプラ、⁽²⁷⁾ ブドウ税 (*raspenmaij*) 三五リプラ、貢租九マルク二リプラ、通常税一三マルク、合計二九マルク六リプラを手渡した。⁽²⁸⁾ と。それでは、ブルクグラーフに手渡された金額はマイス管理区の本来の全収益のどの程度に当たるか。この点に関してはただ通常税の額でしか比較できないが次のようになる。一三一四年四月一五日の会計報告では、通常税収入は一四マルク二リプラであった。この租税は年間の定額税であるため以後もその高さは変化していない。従つて、おそらく管理人の経費なし報酬の一的部分に当たられたであろう一マルク二リプラの額を差引いたすべてがブルクグラーフに手渡されたことになる。また、シェンナ管理区の直接税収入からブルクグラーフに手渡された分は、一六マルク五リプラ (⁽²⁹⁾ 一三一四年五月一六日の会計報告による) のうち一五マルク (貢租等を含む) だ手渡し総額は三五マルク。⁽³⁰⁾ リッフ・アイアン管理区の場合は七九マルク (⁽³¹⁾ 一三〇一年六月一九日の会計報告による) のうち六〇マルク (手渡し総額は九五マルク三リプラ) であった。従つて、これらの管理区でもマイス管理区の場合と同じ事態が見られた。以上より、ブルクグラーフ職は少なくとも税制の上から見るならば、これらの直轄領管理区に対してもほぼ全面的な支配権を行使していたことがわかる。

しかし、他方ブルクグラーフ職はこれら管理区の収益にのみ依存していたわけではない。これは、^{ブルクグラーフ職の管区}から一〇〇マルクが計上された、の既述した一例から知れる。ところが、この一〇〇マルクは三つの管

理区からの収益ではなかった。⁽ⁱⁱⁱ⁾なぜならば、三つの管理区からブルクグラーフに手渡された金額は総計一五九マルク九リープラにのぼったのであり、しかもこれに加えて都市メランからの収益六マルク五リープラ六グロスもブルクグラーフ職に帰している。すなわち、三つの管理区と一つの都市よりブルクグラーフの手に入った租税総額は二二五マルク四リープラ六グロスにのぼった。これにアルクグラーフ自身の先の計上額一〇〇マルクを加えた総収益が、ブルクグラーフの他の主たる職務（後述のじとくアルクグラーフ裁判所の維持）に当てられたといえよう。⁽¹²⁾

- (99) Kogler, a. a. O., 656, Ann. 3.
- (100) Kogler, a. a. O., 514, Ann. 2.
- (101) Kogler, a. a. O., 665, Ann. 2.
- (102) Kogler, a. a. O., 514, Ann. 2.
- (103) Kogler, a. a. O., 523, Ann. 2.
- (104) Kogler, a. a. O., 659, Ann. 2.
- (105) Kogler, a. a. O., 513, Ann. 2.
- (106) Kogler, a. a. O., 479, Ann. 1.
- (107) レーベ管理区からの手渡し総額は一九マルク六リープラである。
- (108) Kogler, a. a. O., 480, Ann. 1.
- (109) Kogler, a. a. O., 481, Ann. 1.
- (110) 手渡し総額について、コラフヤアン管理区の場合は除いてやの後（少なくとも、1811年、1812年）大きな変化は見られない。

- (111) これは、会計報告（1811-12年五月二十八日）によれば、アルクグラーフ職の管区からの収益について、▲ブルクグラーフは

租税を計上した (fecit rationem) ▶ これがいわゆる、三つの管理区からの取扱いについては、▲アルクグラーフは租税を領した (receipt) ▶ これが文書記載上区別される点からわかる。

(12) ついで挙げた数字はすべて前註(11)の一二一六年五月一八日のブルクグラーフの会計報告 (Kogler, a. a. O., 514, Anm. 2) からとったものである。

(ii) もう以上のデータに基いて、ティヨールの城塞に置かれたブルクグラーフ職が「一世紀から二一世紀」にかけて担ってきた財政上の任務をここで推察しておきたい。それは次のようにある。元来ブルクグラーフは、後世にない三つの所領管理区が設けられてそれにまとめあげられるはずの伯家の所領とフォークタイとの管理に携わっていた。この管理区域で彼は租税、貢租、フォークタイ料の徵収事務に当つていた。これは、独立の三つの管理区 (propositura) が設けられた後もその管理人が収益を彼に手渡さねばならなかつたことから見てわかる。アルクグラーフによるこの租税等徵収の職務、あるいはその職務のおよぶ区域がブルクグラーフ職の管区 («purkgravatus») と呼ばれていた。ところが、リッフィアンについて (13) «Virokner et Bernhardus prepositi» が一二九五年五月十五日にはじめて会計報告を行なつてゐるが、まさに兩管理人が特別に任命されたことによってリッフィアンの地域に管理区リッフィアンが設けられたのである。当初この管理区は從來のブルクグラーフ職の管区の中に設けられた (一二〇一年六月一九日) のリッフィアン管理区の会計報告には、«de officio eorum [d. i. prepositorum] in purgravatu» と見える)。一方、マイス、およびシエンナの場合は、«Viricu de Schennan et Gruberius de Mais» の両名が同時点で管理人に特別に任命され、彼らが共同して共通の会計報告 (一二九五年五月二四日の報告が最初) を行なつたことによつて、最初は一個の管理区が同じく從來のブルクグラーフ職の管区の中に設けられたことになる (一二〇一年六月一七日) の会計報告によれば、«in Schennan et in Mays in purgravatu» とする (14)。しかる一三四四年四月一日 (Mais)、四月十七日 (Schöenna) の会計報告から知られるが、

に、彼ら両名は一三一四年にそれぞれ別個に自分の職務に就くこと（*pro parte sui officii*）二個の独立した管理区マイス、および管理区シュンナが新らしく成立したのである。このより以上IIの管理区が独立するひとびとつて、当然從來のブルクグラーフ管理区域（*purkgravatus*）は著しく狹められたことになりた。ルツヒーの狭められた領域が、「ブルクグラーフ職の管区」あるこは「（ブルクグラーフ）管区自体」（*officium purkgravatus*、*ipsum officium*）、一三一六年五月二八日の会計報告）と呼ばれるようになつたのである。

以上のひとく、リッフィアン、マイス、シュンナの管理区は、新たに役人が特別・別個に任命されるひとではじめて、既存のブルクグラーフの管理区域の中においてそれぞれの独立の官職区として設置された。やれ故に、この事情より、当初会計報告者が、ブルクグラーフ（*purkgravius Tyrolensis*）の管理人（*prepositus*）とを兼任したのもよく説明できる。⁽¹⁵⁾ これはともかく、以上述べてきたことと共に、最後にもう一点の事実を付け加えることで、本来のわれわれの問題に答えたいたい。先ず直轄領管理区リッフィアンに関して次の二点に注目しよう。（イ）この管理区の管理人がティロールの管理区（*prepositura in Tiroli*）の管理人の兼任でいたこと（ロ）この管理区の管理人が、*Naturns*、*Algund*⁽¹⁶⁾ および*Riffian*の川の教区（*parochia*）からねがるアドウ税の管理（会計報告）にも当たつたこと、これである。ふへつてひとく、本稿の出発点となつた一一五八年の第一文書で冒頭部分に述べられてゐた《Naturns》以下すべての在地（村）を見る事になるであらう。すなわち、これらの領域に所在した所領とフォーカタイとの収益を一二世紀から一三世紀にかけてブルクグラーフが管掌しており、そしてまさにこの収益がティロール伯家の伯裁判所権力行使のための実力基盤となつたのである。しかも、他面伯裁判所は、時と共に充実しゆくこの実力基盤を支柱としたことによつてやがて一つの転機を迎えることになつた点も注目せねばならない。この点は第二章第二節で論じたい。

伯領フィンチュガウにおけるラント法的構造(1)

- (113) Kogler, a. a. O., 481, Ann. 1.
(114) Kogler, a. a. O., 481, Ann. 1.
(115) Kogler, a. a. O., 478, Ann. 1.
(116) ハルクグラーフの城塞園 (Burgfrieden) と相鄰するオーストリアの城 (T. W. IV (O. W. V), Nr. 1, S. 1 (<die ordnung des fürstlichen schloss Tyrol burkfrieden>).

- (117) Kogler, a. a. O., 478, Ann. 1.
(118) Kogler, a. a. O., 514, Ann. 2.

(118a) 当時のアルクグラーフに付した、次の第一節、第一、証人団構成員のうち [IV] (イ) を與ふ。

以上で第一章第一節ラント法を終えたい。これを要約すれば次の通りである。伯領フィンチュガウのラント法を制度的に保証し、「ラント・フィンチュガウ」を構成した上級ラント裁判所たるティロール領主家の伯裁判所は、殆どに、在地の農民団体に対して下級ラント裁判所として働くことにより、伯領におけるティロールの領主の領域支配権形成の基礎となつた。他面伯裁判所は、より広域な領域権力の形成に当つてはおのずと、トリエント司教のレーニン裁判所で組織され、伯領フィンチュガウにおけるとは別種の支配構造にも直面せざるを得なかつたのである。これらの領域権力の形成を企てるについては、伯裁判所は、ブルクグラーフに管掌された土地所有とフォークタイからの収益にその活動源を持ち、これを通じてやがてある転機を迎えるに到つた。

[未完]